

平成28年第1回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成28年3月16日（水曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	村瀬正敏	産業建設部長	青木幹根
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得 兼総務産業課長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	岡崎誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山田寿成		

開議の宣告

○議長（大西徳三郎君）

皆さん、おはようございます。大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のための議場内においての一般質問の場面を放送関係職員及び議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大西徳三郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号1番 堀部好秀君と2番 江崎達己君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（大西徳三郎君）

日程第2、一般質問を行います。

5番 船渡洋子君の発言を許します。

○5番（船渡洋子君）

おはようございます。

まず初めに市長におかれましては、3期目の就任、大変おめでとうございます。ますます本築市のため、力を発揮されることを心から願っております。

今回私の質問は、子育てから介護まで、最も女性がかかわっていくことに対する質問をさせていただきます。昨日も3期目の意気込みを市長のほうから語っておられましたが、私もあえて1項目めは市長にお伺いしたいと思います。

1点目、ICTを活用した子育て支援についてでございます。

子育ての悩みを身近な人に相談できず、孤立しがちな親がふえている背景には、核家族化の進行、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などがあります。こうした中、情報通信技術（ICT）を活用した子育て支援に取り組んでいる自治体があります。

そこで1点目、キッズページの導入についてお伺いをいたします。

インターネットは、今や家庭にはもちろん、社会にも普及し、気に入ったもの、興味のあるものをその場で検索して調べることが一般的で主要な方法になりました。ホームページを持っていれば、

今までコンタクトをとることができなかった人から直接問い合わせを受ける大きなチャンスがあります。ホームページは普及した現在は、どんなホームページを持っているかで、会社とか、お店の信用度が左右されることが多くなりました。

本巢市ホームページにおいては、市民へのサービス、サポートを提供し、皆様の心をつかむための趣向を凝らした努力で、宣伝効果はイベントなどの集客力の増加にもつながっていると思われます。本巢市は子ども向けのイベントもあり、自然の中で家族連れで参加できる交流の場もあります。幅広い年代層が利用できるインターネット時代にあって、市のホームページも子どもに向けて伝えることがあるのではないのでしょうか。

子どもたちや先生、そして家族も一緒に調べて楽しめるもの。また、一人で悩んでいる子どもたちは、ホームページを通して解決の糸口になるような学び、遊び、相談にアクセスできるキッズページは、これから求められるものの一つであると思います。

既にホームページを導入されている自治体のキッズページには、市・県・国の役所や仕事を調べる。よくわかる市議会や市営バスの乗り方、また子どもニュース、学べる・調べるところの紹介、学校のホームページ、役に立つホームページ、チャレンジクイズ・アンド・パズルなど、キッズ相談室では子ども相談やヤングテレフォンの紹介、メールでの面談予約、情報提供、相談対応など、子どもたちが検索したくなる内容が盛り込まれています。

本巢市の史跡、文化財、自然の学びなど、子どもたちにもっと知ってもらい、子どもが子どもへアピールすることで関心度を高める効果もあると思われます。本市のホームページに、子どもたちに本巢市の魅力を届けるキッズページの導入のお考えをお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、ICTを活用した子育て支援についてのうち、キッズページの導入についての御質問にお答えを申し上げます。

また、先ほどはエールを送っていただきました。ありがとうございます。また4年、一生懸命頑張らせていただきますので、引き続きの御支援をよろしくお願いを申し上げます。

御質問にお答えをさせていただきますけれども、議員のほうからいろいろとお話がありましたように、インターネットを活用したホームページの重要性というのは、年々増してきております。特に若い皆さん方は、何か調べ物をするときには、すぐにパソコンとかスマートフォン等々を使って、いろんなことの情報収集するというのが、もう日常の行動でございます。そういうものにしっかり対応していくというのは、もう当たり前の時代になってきております。

そういったことから、本巢市におきましては、さまざまな情報につきましては、既に本巢市のホームページというのを開設いたしまして、市民の皆さん方にさまざまな情報を提供させていただいているところでもございます。また、平成27年度からは、本巢市のホームページのスマートフォン

対応につきましても新たに開始をいたしました。また、子育てに関する情報も、このウェブサイトの中で適宜、今、情報を提供させていただいたところでございます。

近年におけるパソコンやスマートフォンの普及というのは目覚ましく、今日では、先ほど申し上げましたように、若者を初め、多くの世代においても当たり前のツールになっておりまして、日々の生活や暮らしの中で、いわゆる観光とか食事、買い物等の情報源、こういうものの収集をパソコン、スマートフォンを使って収集しているというのが当たり前になってきておりまして、なくてはならないツールになっているわけでございます。

こうしたことから、市におきましては、少子化対策、また移住・定住対策とも関連いたしまして、多くの子育て支援事業を展開しているところでもございますけれども、これらの子育て支援に関する情報を、いかに有効に子育て世帯の皆さんに提供していくかということが、今後の行政としての課題の一つでもあるというふうに考えております。

こうした中、実は本年1月に地方創生に関連いたしまして、職員におけるプロジェクトチーム、ワーキングチームを立ち上げさせていただきまして、その中でいろいろと提案を出させた中に、今回の議員の御指摘の子育てに関するウェブサイト、こういうものを立ち上げて、しっかりやっていくことが必要だという御提案もされておりまして、私どももこうした子育て支援策の充実は大変重要だというふうに思っております。

本来、この地方創生の交付金の対象事業に出して検討していこうかという当初議論をしておりまして、この事業は国の交付金をいただかなくても当然やっていくべく事業だということで、交付金の確定を待つ云々じゃなくて、すぐに市の中で事業に早く取り組んで、やっぱり早い段階で決着していこうということで、今回地方創生の交付金とは別に子育て支援ウェブサイトの構築というのを早くやっていこうということで、現在、進めておるところでもございます。

そういうことで、今回御提案いただきましたキッズページの導入につきましては、子育て支援ウェブサイトの中で早急に立ち上げ、中に入れて、市民の皆さん方に情報提供できるように進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

郷土を愛する心を育て、自然のうちに子どものときに植えつけていくためにも、大変必要なことではないかと思えます。ぜひよろしく願いいたします。

2点目の子育て応援アプリについてお尋ねをいたします。

これも今、ホームページにウェブサイトを開くということでしたので、ほぼ回答が得られたのかなあとは思いますが、一応質問を考えてきましたので、させていただきます。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴い、保育を初めとするさまざま

まな子育て支援に関する情報提供や相談、助言等を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められたことがきっかけとなり、各自治体が独自の支援事業を検討、展開するようになりました。昨今、子育て家庭の家族形態や就労形態が多様化する中、保育だけでなくさまざまな形の子育て支援が求められており、自治体における支援事業も利用者のニーズに幅広く対応する必要性が増してきます。

そのような中、東京の世田谷区では、子育て世代に広く普及しているスマートフォンを活用した支援事業を行っており、注目を集めています。多様化する子育て家庭のニーズに沿った情報を提供するためのツールの一つとして、区では、平成26年10月からせたがや子育て応援アプリを公開しています。核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに対する不安や負担は、決して軽くありません。そこで妊娠期から小学校就学前の子育て世代の多くが日常的に利用しているスマートフォンで、時間や場所に捉われず、気軽に子育て支援に関する情報を取得できるようにすることで、子育て世代の不安感や負担の軽減、効果的な情報伝達などを図ることができるアプリが有効であると考えて導入をされました。

アプリを通じて提供されるサービスには、おむつがえ、授乳スペース、公園などの施設を検索できる施設マップ、子どもを連れて訪れる観光客にも大変便利なサービスです。そして子育て支援情報や申請、手続などの情報を閲覧できる子育て支援ナビ、幼稚園・保育施設を条件に合わせて検索できる保育施設検索ナビ、区が実施する子育てに関するイベント一覧、緊急時に必要な情報を閲覧できる緊急情報検索、登録した子どもの生年月日や住所などに合わせて、健診や予防接種のお知らせを通知するお知らせ配信機能などがあり、妊娠期から小学校就学前の子育て家庭を対象に支援情報を提供しています。

スマートフォンを持っていれば、いつでもどこでも情報を確認できるため、区の発行している冊子を読む時間のない人や自宅でパソコンを開く時間のない人が、仕事の休憩時間や家事の合間など、いつでも情報のチェックができます。利用者からは好評を得ており、アプリの公開から約1年が経過した平成27年9月末時点で、ダウンロード数は約9,000件となっております。徐々に利用者も拡大しております。

子育て支援アプリの効果として、スマホによる情報発信の拡大では、イベント情報の入手機会が増加し、これまで届かなかった層にも到達したこと。イベント参加、お出かけスポット利用の増加でアプリをきっかけに利用回数が増加し、イベント実施、スポット設置の費用対効果も向上しました。ほかに、現在京都では、きょうと子育て応援パスポートアプリ「まもっぷ」など、全国各地ではさまざまな形でスマートフォンアプリを開発し、子育て世代への情報発信に取り組んでいます。大垣市や岐阜市も開始されるようでございます。

そこで本市では、スマートフォンへの情報発信についての取り組みについて、どのようにお考えでしょうか。また、より多くの子育て世代ニーズに応えることができる子育て応援アプリの取り組みの提案をさせていただきますが、本市の見解をお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、2つ目のスマートフォン対応型の応援アプリの導入という御質問にお答え申し上げます。

最初のところで、子育て支援ウェブサイトを設置して幅広く対応していくという御答弁を申し上げますけれども、今回、子育て支援ウェブサイトというのをつくりに当たりまして、これはどうしても総括的ないろんなものの情報をいっぱい入れるサイトになりますので、それぞれ利用される方におきましては、年齢、または子育ての世帯の状況によって、当然必要になってくる情報というのが変わってくるということで、個々の世帯に応じた情報レベルを抽出でき、また検索できる、先ほど御提案のあったようなスマートフォン対応型のアプリの創設というのは、大変重要だというふうに思っております。そうすることによって、利便性もどんどん向上してくるというふうに思っております。

そういったことから、今、御提案のございましたスマートフォン対応のアプリ版というのも同時に、この子育て支援ウェブサイトの中に構築をさせていただきまして、アプリを活用してスマートフォンでマイページを登録させていただくことによって、それぞれの子どもの年齢に応じた、そして必要な支援情報を入手できるようなサイトをしっかりと構築していきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、使いやすい、そしてニーズに応じたアプリの導入を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

大変ありがとうございました。

市長が3期目になられて、ホームページもさらにわかりやすく、研究しているなあ、やる気のあらわれが見える形で表現してもいいと思います。ぜひよろしく願いをいたします。

続きまして、2点目の認知症への取り組みの充実化についてお尋ねをいたします。

今日、認知症は世界規模で取り組む課題であり、27年に開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置づけるべきとの考えが確認されました。世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症高齢者数は約700万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みが注目をされています。

政府は昨年1月、認知症対策を国家的課題として位置づけ、認知症施策総合戦略、いわゆるオレンジプランを策定し、認知症高齢者が住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会、認知症高齢者等に優しい地域づくりを目指すことにしました。しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整

備、予防、治療法の確立など、総合的な取り組みが求められます。

そこでお尋ねをいたします。認知症サポーターについてお尋ねをいたします。

認知症サポーターとは、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職場で認知症の人や家族に対して、できる範囲での手助けをする人です。本市における認知症サポーターの状況はいかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、本市におけます認知症サポーターの状況はにつきまして、お答えさせていただきます。

認知症サポーターは、認知症サポーター養成講座を受講し、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、自身のできる範囲で支援を行う人です。

認知症サポーター養成講座は、養成研修を受講したキャラバン・メイトが講師となり、自治体と連携しながら地域や職場、学校などで開催しています。

平成27年度の取り組み状況につきましては、平成28年2月末現在、認知症サポーター養成講座を7回開催いたしまして279人の方が受講されました。認知症サポーター養成講座は平成21年度から実施しておりまして、これまでの受講者数の合計は1,266人となっております。また、キャラバン・メイトにつきましては、本市で18人が登録されており、養成講座の講師などで活動していただいております。

今後、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指し、そのための支援者となる認知症サポーターの養成を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

たくさんの方が認知症サポーターの講座を受けているということですが、今後もしも取り組んでいただきたいと思います。

2点目に、軽度認知障害（MC I）の早期発見プログラムが全国の自治体、医療機関等で導入されています。MC I、軽度認知障害とは、健常者と認知症の人の中間の段階、グレーゾーンに当たる症状で、認知機能、記憶、決定、理由づけ、実行などのうちの1つの機能に問題が生じています。日常生活には支障がない状態のことです。MC Iを放置すると認知機能の低下が続き、5年間で約50%の人が認知症へとステージが進行すると言われております。

厚生労働省は、認知症とその予備群とされる軽度認知障害人口が862万人存在すると発表をして

います。驚くべきことに、これは65歳以上の4人に1人に当たり、認知症や軽度認知障害はとても身近な症状です。現在、治療や投薬により認知症の進行をおくらせることはできても、一部の場合を除き完治することはできません。そのため、MC Iの段階で認知機能の低下にいち早く気づき、予防対策を行うことで症状の進行を阻止することがとても大切です。

軽度認知障害になってしまうと、数年後に認知症を発症する怖いイメージがありますが、軽度認知障害の段階で早期発見ができ、適切な治療、改善を行えば、回復率は14%から44%と報告をされています。つまり、物忘れが気になったら、MC Iの段階で早期発見することが非常に大切なのです。早期発見であればあるほど予防の治療効果、遅延効果が高いとされています。

先日、テレビでやっていたんですけれども、新聞記者の方が高齢化というか、それで物忘れをするんだろうと思っていましたが、ある日、取材をする人との約束をすぽっと忘れてしまって、これはいけないということで病院に行かれたそうです。そうしたら、今の軽度認知障害であるという診断が下されて、それから運動、また食事療法を一生懸命努めたところ、軽度認知障害が回復をされたという、そんなテレビをやっていました。そのように早期発見というのが大変重要だなということ、私もそのときテレビを見ながら感じたわけです。

この年になりますと物忘れも多くなりますし、あれ、今、私、何しにここへ来たのかしらんというようなことがしょっちゅうあるわけですが、ひょっとしたらMC Iになっているのかなと。先日も主人と物忘れ外来に一遍行ってこないかんのかなあなんていう話をしていたわけですが、そういった早期治療というのも本当に大事なあと。早期発見をする本市の取り組みをお伺いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、認知症の早期発見への取り組みはにつきまして、お答えさせていただきます。

認知症は早期発見・早期診断をすることで、適切な治療や内服を早い段階で行い、症状が改善したり進行をおくらせたりすることができます。

本市におきましては、高齢者等の異変を早く発見することを目的とした地域見守りネットワーク事業を実施しており、事業所が日ごろの業務の際に高齢者等の異変を発見した場合、市に連絡をしていただくような協力体制を整えております。また、各地域の在宅介護支援センターにおきましては、見守りのための高齢者世帯への訪問活動や相談受け付けを行っており、民生委員・児童委員や地域福祉協力員の皆様にも、見守りや相談等の活動をしていただいております。認知症の方も含めて、援助が必要な方が見える場合は、適切なサービスが利用できるよう関係機関で連携を図っております。

今後、認知症の容体に応じた適切なサービス提供の流れを示す認知症ケアパスを作成し、本人や家族が小さな異変を感じたとき、速やかに適切な機関に相談し、かかりつけ医など地域ごとに医療・介護等が適切に連携することができる地域でのネットワークの中で、早期診断・早期対応につ

なげることができる地域づくりを目指していきたいと思っております。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5 番（船渡洋子君）

少し他市町の紹介をさせていただきたいというふうに思います。

MC I スクリーニング認知症サポートといった行事を行っている市町もあります。尾張旭市は脳の健康チェック、「あたまの元気まる」測定というのを導入されております。また、国分寺市は、認知症簡易チェックサイトというのをホームページに載せ、「これって認知症？」というふうに介護者向けのずうっとたどっていくという、そんなホームページを作成し、また「わたしも認知症？」という本人向けの大友式認知症予測テストというのを取り上げております。

また、埼玉県の幸手市が導入をしている「あたまの健康チェック」、これは検査費用が2,500円かかるわけですが、市が負担をして、市民は無料で市のホームページに載せてみえるわけですが、幸手市というのは、幸せの手という字を書くわけですけど、通年応募ということで、1年間の月に1回のこの「あたまの健康チェック」の予定といたしますか、年間のスケジュールを載せて、そして自分が応募したいときに応募できるという、そんな取り組みをされています。

そのページの一番下に書かれているのは、認知症と軽度認知障害ということで、皆さんは認知症になる前に軽度認知障害というステージがあるのを御存じでしょうか。認知症はこの軽度認知障害を経て進行していきます。この軽度認知障害が発見でき、的確な予防対策に取り込むことができれば、進行をおくらせることや認知症に至らず済むこともあると言われております。この軽度認知障害に気づかず、おかしいなと思ったときには、既に認知症が発症しているケースが多いのです。認知症予防や介護予防は健康なときから継続することが大切です。いつまでも健康でいられるよう、目標を持って取り組んでみましょうという、今の頭の体操の一番下にそういった呼びかけをされているわけですが、先回、認知症についてお尋ねをしたときに、市としても、脳のいきいき教室を行うか行っているかちょっと忘れちゃったけれども、そんな回答をされましたが、現在、そのいきいき教室というのは、どのような状況でしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

平成27年度におきまして、脳のいきいき教室を2カ所で実施しておるわけでございますが、それぞれ週1回ずつ開催をしております、27年度2月まででございますが、延べ164人ということで参加をさせていただいております。以上でございます。

〔5 番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

そのいきいき教室で、例えばちょっと認知症の心配があるなあとか、そういうことがわかったとか、そういうことはなかったでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

脳のいきいき教室に参加していただく場合につきましては、厚生労働省のチェックリストを事前にらせていただいて、最終、終わったときにもう一度チェックリストを実施しまして、効果とかがあったかどうかというような評価をするということで、今年度につきましては、3月の下旬に最後に行うチェックリストを実施しまして、状況等を把握するというようなこととしております。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございます。ぜひ広く続けていただきたいというふうに思います。

今回、県もモデルケースとしてこういったスクリーニング検査等をやるということで予算を組まれたようですので、ぜひこのことにも取り組んでいただきたいというふうに思います。

続きまして、3点目に移ります。

国は16年度予算案で認知症に気づいた本人や家族などから相談を受け、医師や看護師らが自宅を訪ねてサービスを提供する初期集中支援チームを316カ所から約3倍の911カ所に拡大、2018年度には全市町村に設置する方針です。

この目的は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らしを続けられるために、認知症の方や、その家族に早期にかかわる認知症初期集中チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することです。複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や、認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームをいいます。本市における設置はされているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

それでは、認知症初期集中支援チームの設置についてということですが、認知症サポート医、保健師や社会福祉士など、複数の専門職がチームを構成いたしまして、認知症が疑われる人または認知症の人やその家族を訪問し、認知症の診断、適切な支援方法の検討など、かかりつけ医と連携しながら自立支援のサポートを行うのが認知症初期集中支援チームでございまして、国の認

知症施策推進総合戦略、いわゆる新オレンジプランでございますが、これにおきまして、平成30年4月までに全ての市町村で設置することとされております。

本巢市におきましては、まだ設置されておきませんが、もとす広域連合とその構成市町、各地域包括支援センター及び医師会等と協議し、平成28年度中に準備を進めまして、平成29年4月の設置を目指していきたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。わかりました。

続きまして、4点目の認知症カフェについてお尋ねをいたします。

今までは認知症の方が社会に参加する機会や、家族が情報交換できる場所はかなり限られていました。また、一般の人が認知症について知る機会も少ない。そこで認知症カフェには、認知症の人と家族を支える新しい心のよりどころ、そして地域の人が直接認知症の人と交流できる場所としての役割が期待されています。

認知症の人とその家族、住民、介護スタッフが集まって、孤立しがちな患者さんとその家族を支え、地域社会から孤立しないようにすることを目的に開催されるもので、医療、介護の専門スタッフも参加しています。本市における認知症カフェの取り組みはどのようになっているのでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

認知症カフェの取り組みにつきましてでございますが、認知症の人の介護者への支援として、認知症の人やその家族、支援する人や専門家などが集まり、話し合いや情報交換などを行って、お互いを理解し合う場である認知症カフェにつきましては、国の認知症施策推進総合戦略において設置が推進されており、介護者にとって気軽に介護に対する悩みなどを相談する場となることが期待されています。また、地域住民の方にも参加していただくことで、認知症に対する理解が深まることも期待されます。

本市におきましては、平成28年度より市内の特別養護老人ホームや、社会福祉施設におきまして認知症カフェを開催する予定であり、認知症の人やその家族、支援する人や専門家など、多くの方に参加していただき、介護に対する悩みなどが相談できる場となることを目指して実施していきたいと考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

ぜひこの認知症カフェが有効に活用といたしますか、その目的を果たせられるように願って、2点目の質問は終わらせていただきます。

続きまして、3項目めの高齢ドライバーの免許証自主返納の対策についてお尋ねをいたします。

高齢者ドライバーによる交通事故が相次ぎ報じられています。警視庁の調べによると、交通事故の発生件数自体減少している半面、65歳以上の高齢者が関与する事故の割合は増加傾向にあります。これは高齢化の進展で65歳以上の人口、免許証の保有者が以前よりもふえています。そのこと自体想定されていたことですが、ブレーキやアクセルの踏み間違えなど、高齢者は加齢に伴って判断能力や身体能力などが低下をし、若い人よりも事故を起こしやすい、また仕事をリタイヤし、生活パターンが変化したことで、ハンドルを握る機会がふえる場合もあります。運転機会がふえれば、事故を起こす可能性も高まります。

高齢者に免許証の自主返納を呼びかける動きも広がっていますが、自動車が生活の足である地域では、免許証を自主返納した後の足の確保が重要でございます。自主的な返納に至るには、丁寧な相談体制やきめ細かい公共交通網の整備が必要になってきます。タクシーや路線バス料金の割引制度などです。返納を促す施策をとっている自治体もあります。

現在、県下16自治体が10社のバス・タクシー会社において、運転免許を自主返納して運転記録証明書を取得された方に対して、利用料金を割引する支援策を実施しております。本市においてはどのような施策をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

それでは、高齢者ドライバーに対する自主返納対策についてお答えさせていただきます。

高齢化社会になるにつれ、年々ふえつつある高齢者による交通事故が、近年大きな問題となっております。この現状に対しまして、平成10年の道路交通法改正により運転免許証の自主返納制度が始まりました。

この制度は、高齢者が免許証の住所地を管轄する公安委員会に免許の取り消しを申請し、高齢者による交通事故の発生を抑制する制度でございます。申請により自主返納された方につきましては、返納された日から5年以内であれば、返納をした日以前の運転に関する経歴を証明する運転経歴証明書を申請により交付され、身分証明書としても利用することができます。県内の市町では、高齢者の免許自主返納者に対し、タクシーや路線バス料金の割引制度などの返納を促す施策が展開され、返納者は増加傾向にあります。

また、改正道交法でも高齢者への移手段を確保する対策を行う附帯決議が設けられておりますことから、本市におきましても、自主返納など高齢者による交通事故の抑制の取り組みを着実に進

める必要があると考えております。

こうしたことも含めまして、本市におきましては、市営バスを無料としておりますが、さらに自主返納者の最適な移動手段を確保するため、ダイヤの見直しや他市町の公共交通機関との連携等のほか、樽見鉄道のシルバー会員への加入促進により利便性の向上に努めてまいります。

また、平成28年度より75歳以上の自動車運転免許を有する者がいない高齢者世帯に対しまして、タクシーの一部利用助成を開始することとしており、関係部署とも連携しながら、今後も高齢者の移動手段の確保に努めるとともに交通事故の抑制に取り組んでまいります。

[5番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

船渡洋子君。

○5番（船渡洋子君）

ありがとうございました。

これからもこんな問題もだんだん人数がふえて、しかし、どうしてもやっぱり行く手段がないから免許は返されないわという、家族も心配をしながら運転をされるという、そんなケースが多くなってくると思います。どうかそういった心配を少しでも和らげる施策を今後とも検討していただきたいと思いますことを要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、7番 高田文一君の発言を許します。

○7番（高田文一君）

それでは、今回は4点におきまして通告をしてございますので、通告に基づいて順次質問をさせていただきますので、お願いいたします。

最初のもとす振興公社、織部の里もとすの経営等についてお聞きをいたします。

この質問で合併とか統合という言葉を使い分けさせていただいていますが、その当時の関係書類がそういう表現を使っておりますので、よろしくお聞きいたします。

そういう意味で、最初に、合併覚書というのが25年9月に私どもの手元にいただきましたが、それを見ますと合併の目的でございますね。そのときの覚書の合併の目的には、そこに書きましたように経営資源を集結させ、効率的な運営を図るほか、将来的にも安定した運営を行うために経営基盤の強化を図るといふふうに覚書には書いてございます。

もう一方、今度は本単の出資法人の統合をしたときの関係書類をいただいておりますが、これが25年9月でございます。そのときの統合のメリット及びデメリットというふうに各項目で考え方を示されております。メリットだけですね。デメリットはいろいろ知るわけですが、今回聞きたいのは、メリットがどのように今進行しているのかということをお聞きしたいと思いますので、メリットの幾つかは法人としての体力強化につながるのか、法人事務の一元化によって組織のスリム化が図られ経費の削減にもなる。管理事務の統合・再編によって危機管理機能の向上が図られる。ある

いは人員配置の効率化が職場の活性化が進み、経営改善にもつながる等々のメリットが、その当時、法人の統合をすることでこういうメリットとデメリットが考えられるというふうに私どもは書類をいただいております。

そんなことで、最初にお聞きしたいのは、その統合のメリットですね。2年目ではございますけど、まだまだ進行中のこともあろうかと思えますけれども、顕著ではないが、どんなことが今メリットとして考えられるか、最初にお聞きをしたいと思えます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、御質問の統合のメリットについてお答えをさせていただきます。振興公社の理事長としての立場も含めてお答えをさせていただくことになると思いますので、よろしく願いいたします。

まず、もともと振興公社につきましては、本巣市合併から9年が経過いたしまして、経営資源を統合して効率的な運営を図るといふほか、将来的にも安定した運営を行うために経営基盤の強化を図ることを目的といたしまして、平成26年4月1日に4出資法人を統合したものでございます。

統合のメリットといたしましては、議員の御質問のとおり、経営基盤強化のほかに管理部門における経費の節減、また人員配置の効率化、業務展開における連携や補完性による一体的な誘客につながって、販売拡大につながるものというふうに考えております。

まだ統合して2年目であるということから、その効果は顕著ではございませんが、統合意識を高めるための横断的な人事、また特産加工部門と連携した商品開発、効果的なPRなどが、統合したことによりますメリットとして評価できるものというふうに考えております。

また、今後におきましては、さらにうすずみ特産と連携した新しい商品の開発と販売の強化、集客の多い道の駅織部の里もとすにおきましては、糸貫インターの供用開始を見据えて、いかに北部のうすずみ温泉やキャンプパークへ人を送り込めるようなPRをしていくかということに、今、重点を置いた施設の運営を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

メリットが少しずつ顕著になっている。それは大変な御努力の結果ではないかと思えますが、そういうことで、道の駅は北へのいろんな観光資源がある通り道でございまして、そういう意味では、今後の経営ということについて大変重点的な問題になってくるのではないかというふうに思っています。

それで、2つ目でございますけれども、施設の運営や、今もお話をいただきました商品開発等について、民間企業のノウハウを取り入れるため、株式会社TTCと協定したと、こう報道を見たんですけれども、それらも含めまして、抜本的な経営改善の努力を今どうされているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問の答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

御質問の抜本的な経営改善についてお答えをさせていただきます。

平成26年度の道の駅織部の里もとすの経営状況につきましては、POSレジの導入、また売り上げの向上を図るためのファストフード売店の移転による支出、さらには天候不順による減収ということで経営状況は大変厳しいものでございましたが、今年度につきましては、天候に恵まれたこと、直売施設の出荷区域の拡大、ファストフード店の売店の売り上げの増加と、商品の見直し、毎月の事務打ち合わせ会議を開催しながら収支状況を確認するなど、経営の改善を図ってきたこと等によりまして、収支で昨年度より約2,000万円の増益という見込みとなっております。

また、今年度につきましては、地方創生先行型交付金を活用して地元農産物を活用した新商品の開発、インターネット販売等によります販売拡大の構築に取り組んでおりまして、新商品といたしまして、石臼での豆乳を使ったチーズケーキを発売するとともに、インターネット販売につきましても、2月中旬より開始したところでございます。また、さらに民間企業のノウハウを取り入れるために連携協定を締結いたしました株式会社TTCの運営施設を視察研修いたしまして、販売レイアウトや接客姿勢のアドバイスをいただいたところでございます。

今後につきましては、新年度が指定管理の3年目ということになりますことから、抜本的な経営改善を図るため、新年度にTTCとの連携協定に基づき、御指導をいただきながら、施設改修も含めた運営方法の見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

抜本的な本当に改善をされているんですが、思い切った民間のノウハウを取り入れておられるようでありまして、特にお聞きしたいのは、TTCとの連携協力内容ですね。どんなことを協力内容、主なもので結構でございますけれども、知りたいんですが、今言われているように研修をしたり、あるいは運営についての勉強会をしたりということが、非常に顕著に進んでいるように思います。TTCとどんなことが協定されているのか、幾つかわかる範囲でいいんですが、教えていただけますか。

○議長（大西徳三郎君）

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

まず主に新商品の開発の考え方といたしまして、どういったものが売れるかというようなことを手法として指導をいただいておりますし、そのほか施設運営の施設のレイアウトの仕方とか、そういったことを主に御指導いただいております。

また、今後の運営に対する方法についても御指導いただきながら、現在、今までに10回以上の会議を開きながら進めておるところでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

そういうことをやっぱり進めていくのが職員でございます、当たり前なことなんでございますけれども、そういうことを実践していく職員の意識改革はどのようにやっておられるか、3番目でございますけれども、お聞きをしたいと思います。

それで毎年毎年議会へ提出させていただいている事業計画の中にも、翌年度の事業計画がございまして、まちづくりの拠点となる施設の効果的で安定した管理運営を行い、施設利用者への各種サービスの維持向上を図るというふうにも計画の中にございます。そういう各種サービスの維持向上ということのためにも、職員の接客サービスというものが非常に重要視されてくると思います。

ややもすると惰性的な、あるいは事務的な接客になってしまっていないでしょうかということやら、結構毎日毎日出荷される、あるいは農産物の出荷者は、毎日職員の皆さんを見ておられまして、職員の皆さんは普通の当たり前のことというふうにしておられることが、一生懸命つくったものを出荷される人の立場にすると、もう少しサービス精神があってもいいんじゃないだろうかというような率直な御意見がここ二、三年で随分私も聞いております。そういうことで、いかに接客サービスをするかということが、これからの重要な課題ではないかと思っております。既にやっておられることもあるかと思いますが、改めて職員の意識改革についてお聞きをしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、お答えをさせていただきます。

職員の意識改革につきましては、接客サービスの向上を図るために全職員を対象といたしまして、研修会を毎年度開催しておるところでございますし、利用者アンケートを実施して苦情、要望等の御意見につきましては、今年度に所定の様式を策定いたしまして、報告するようしております。

職員間で情報を共有してサービスの改善を図るよう努めているところでもございます。また、新人職員につきましては、当初の3か月間は研修期間としておりまして、質の高い接客サービスを提供できるよう徹底しているところでもございます。

しかしながら、議員御指摘にもございましたように、お客様からの苦情もいただくことも大変多くて、今後は企業からの講師を招いて、現場でのより実践的な接客訓練を行うということなどによりまして、来訪者に満足をしていただけるような接客サービスを目指して指導してまいりたいというふうに考えております。いろんな意見をいただくことにつきましても、真摯に受けとめながらも改善をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

関連しますので、4番の質問をさせていただきます。

今お話がございましたように、やっぱり職員の皆さんがそういう苦情を報告しながら、そして報告したものをみんなで共有するというふうに今答弁がございました。まさにそうだというふうに私も思っています。そういうことで、そういう苦情を受け入れて、そして検討しながら、そして改善をして見直していくというようなことが一つのパターンではないかと思っています。そういう体制を改めてお聞きします。

何度も言いますが、今答弁の中にもございましたように、やっぱり苦情が多いということを率直に職員の皆さんがそれを受け入れていらっしゃるし、それを前へ前へと改善していこうという意識が非常にあるということをお聞きしました。それで、そういう体制をさらに進めていくということが非常に今の体制の中で大事ではないかと思えます。

先ほど言いましたように、やっぱり一生懸命つくったものを、現金収入ですから口座振り込みになるわけですが、すぐ現金になって返ってくるということが、ある意味では魅力的なことでもありましょうし、小遣いにもなるということで一生懸命やっておられまして、特に集中するシーズンになりますと、非常に出荷者同士のトラブルがやっぱりあるように聞いています。そしてさらに出荷者とトラブルの部分で、あるいは出荷者と職員の間の方の考え方の相違が、余り表面化するとまたこれが大きくなってしまって問題が出ているようでございます。

特に昔〇〇長さんやったとか、肩書があった人が現場へ行って強いことを職員に言われますと、あたかも全体の問題ではないかというふうに受けとめられてしまって、そのことを進めていくと、いやいやそうではなかったという話になって、また生産者同士のトラブルになって、非常に難しいんですね。やっぱりつくったものがすぐお金になってくるところが魅力でもあるし、また一生懸命になられて熱が入ってしまうと別な方向へ行ってしまいう可能性もあります。ですから、改めて4番目の出荷者の要望や意見、その受け入れ体制についてお聞きをしたいと思えます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、御質問の出荷者の要望、また意見の受け入れ体制についてお答えをさせていただきます。

今年度より直売施設における農産物出荷区域につきまして、本巢地域、根尾地域、さらには糸貫地域の石神地区から市内全域を対象へといたしまして、拡大して、市広報やチラシ配布などによりまして周知を図ってきたというところでございます。

現在、本巢地域の出荷農家につきましては、高齢化によりまして年々減少してきておりまして、昨年度に比べ24農家の方が減少してきておりますけれども、出荷区域を全市に拡大したということによりまして新たに17農家が出荷され、2月現在で259人というふうになっております。

出荷者からの要望等につきましては、農産物販売所がオープンであったことから盗難対策を要望されておりましたけれども、農産物販売スペースをフェンスで囲ったほか、レジを設置して盗難防止のための監視体制を整えるなどの対応をとってきたところでございます。

新たに出荷を始めた方を含めまして、要望等は直接はお聞きしてはおりませんが、苦情や御意見をいただいた場合には、毎月行っております事務連絡会議におきまして、検討して改善をしていきたいというふうに考えておりますが、今後におきましては、アンケート調査による出荷者の要望の把握、また意見交換ができるような仕組みづくりを考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

冒頭にも申し上げましたように、2年目なんですね、まだ。2年目にしては、大変な御尽力を、やっぱり市民の立場になって進めておられることをつくづく感じております。さらに、先ほど言いましたように、事業計画の中にはまちづくりの拠点ということでもうたっておられますので、そういうことも広く考えながら、まずはそういう経営脱皮みたいなことを含めて、脱皮というのは意識改革も含め、新しい考え方も取り入れ、そして市民の皆さん、あるいは利用される皆さんにも好評になるような、そんな施設運営をさらに御尽力いただくことをお願いしながら、1番目については終わりたいと思います。ありがとうございました。

それじゃあ2つ目でございますけれども、第3次本巢市行財政改革大綱についてお聞きをしたいと思えます。

この質問を思いましたのは、1次、2次の大綱が計画され、今2次を着々と進められております。ところが、第3次の大綱については、議会の中でまだお聞きしていることがなかったというふうに

思っています。まだ何も触れられていないというふうに、私は公的な議会関係の会議の中ではあったように思います。

ところが、総合計画の中にはきちんと後期の今の基本計画ですね。基本計画の中には、当たり前でございますけれども、行財政改革大綱を着実に推進し、将来にわたり持続的な行政サービスを提供できるよう健全な財政運営、これは行政経営という項目の中できちんと課題を現状で考えられておりますし、基本的な方針もありますから、後ほどまたお聞きをします。

それで、今言いましたように第1次行政改革大綱の、それから第2次へ計画を移る経緯でございますね。経緯は少し振り返ってみますと、第1次が平成18年から22年の5カ年でございました。そのときの評価の中には、行政のスリム化を最優先の課題とした取り組みを進めた。その結果、経費の削減や職員数の削減など、スリム化の実現に向けて一定の成果を上げたというふうに1次行革の評価では、しかしというところなんです。継続的に取り組む課題や先送りされた課題など、引き続き改革に取り組む課題が山積みしているの、次に向けたのが第2次の行政改革というふうに思います。その第2次の大綱をつくるまでには、成果から、そして課題があつて、そしてさらに改革をしていく必要が出てきたということで、第2次の大綱が着々と進んでおります。これが27年に終わります、次の第3次が計画されていると思いますけれども、来年度28年からが第3次の大綱でございます。

同じように、そういうことであれば、質問の最初でございますけれども、第2次行財政改革大綱の代表的な成果はどんなことがあつたのでしょうか。まずお聞きをしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、1点目の第2次本巢市行財政改革大綱の代表的な成果につきまして、お答えをさせていただきます。

平成23年度から平成27年度を計画期間といたします第2次本巢市行財政改革大綱におきましては、基本目標でございます経営感覚と質の高い行財政システムの構築を目指しまして、3つの基本方針に基づいた実施項目を設定いたしまして行財政改革を推進してきたところでありますが、各方針の取り組み事項の総括につきまして、まず1つ目といたしまして、地域を経営する組織体への転換につきまして、平成23年度から事務事業評価を導入したことにより、業務の改善が図られているところでございます。また、補助金や負担金の適正化、見直しによりまして1,860万円程度、また市の職員の削減によりまして8,800万円、ホームページなどへの有料広告の掲載によりまして300万円ほどの効果があつたところでございます。

2つ目の量から質への行政サービスの転換につきましては、事務事業評価の導入にあわせて実施をいたしました外部評価制度の導入でございますが、外部委員が市の事務事業の必要性、効率性等の観点から評価・検証をしていただくことによりまして、民間目線による事務事業の改善を図るこ

とができたのではないかと考えております。また、公共施設等の見直しといたしまして、本巢・本巢西保育園の統合を行いましたほか、出資法人等の経営改善の推進といたしまして、4つの出資法人を統合したところでございます。

3つ目の対話と現場主義を重視した協働・連携につきましては、協働のまちづくりの推進といたしまして、本巢市らしい市民協働を進めることによりまして、市民満足度の高いまちを目指すこととする市民協働指針を策定したところでございます。

本大綱に基づく実施計画の実施項目の進捗状況につきましては、平成27年度現在、188項目ありますが、平成26年度末時点におきまして、取り組みが完了した項目といたしましては129項目でございまして、68.6%の進捗率となっております状況でございます。また、財政的な効果といたしましては、平成23年度から26年度まででございますが、1億4,686万4,000円の効果があったというふうに検証をいたしております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

通告しました3点について、それぞれ今評価をいただきました。結果的には、先ほど言いました68.6%の効果率ということでございまして、また1億4,000万ほどの効果も出たということでございます。そういうことで、第3次の大綱に向けて進むことの一つの大きな要因ではないかと思っております。それで新たな行財政改革の必要性ですね。そういうことですから、さらに進めていきたいということがあるのではないかと思います。

きのうから質問者に対する市長の答弁にもございましたように、所信表明であったり、3期目の決意であったり、予算編成の考え方であったり、それぞれ決意を述べられております。当然このことを進めるためには、大綱が両輪のごとくといましようか、非常に重要なことになっていることは考えられるのは当たり前でございまして、もうちょっとさかのぼりますと、先ほど選挙がいろいろお話ございましたが、マニフェストをつくっておられましたけれども、そのことを着々と進めていくのも、当然市長のお考え、決意であったんじゃないかと思います。

そういうことで、私は行革は市長のいろんな決意とはセットになって進めていく、あるいは同時進行であるように思いますので、第3次の大綱に向けて新たな大綱の必要性について、お考えがありましたらお聞きをしたいと思っております。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、新たな行財政改革の必要性ということの御質問でございます。お答えをさせていただきます。

本市の人口はこれまで増加傾向でございましたが、近年、減少傾向に転じておるといふこととございます。この人口減少による少子・高齢化に加えまして、生産年齢の減少がもたらす市税の減収などから、財源の確保が困難となり、これまで実施してまいりました施策や事業の継続が厳しい状況になることも想定されております。

このような中、市民生活の安定・安心を最優先に考えた行政サービスを継続的・効率的に展開するためには、本市の財政状況を精査いたしますとともに、将来を推測し、限られた経営資源である人、物、金、情報を有効に活用しなければなりません。また、市民生活の安定・安心に寄与する施策、事業を見きわめ、効率化を図ることによりまして、行政組織の内部的な改革にとどまらず、選択と集中による政策を展開することによりまして、継続的に必要なサービスが提供できるよう行財政改革に取り組む必要があるというふうにして思っております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

そういう必要性が大いにあるということとございます。ですから、2番目の第3次行財政改革大綱について、でき上がっていると思っております。作成中かもしれませんが、具体的な骨子についてお聞きをしたいと思っております。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

では、続きまして、2点目の第3次本巣市行財政改革大綱の具体的な骨子につきまして、お答えをさせていただきます。

第3次本巣市行財政改革大綱につきましては、市の内部組織でございます行政改革推進本部での検討に加えまして、外部組織でございます行政改革推進委員会におきまして御審議をいただき、3月7日に答申をいただいたところでございます。

議員御質問の大綱の骨子につきましては、健全で効率的な行財政運営、人材の育成と組織の最適化、市民とともに推進する行政運営、この3つの基本方針によりまして、基本目標でございます持続可能な行財政運営の推進を目指していくこととしたところであります。

具体的に申し上げますと、1つ目の健全で効率的な行財政運営につきましては、健全な財政運営、事務事業の適正化・効率化、公共施設等の適正配置、民間事業者の活用といった推進項目により、また2つ目といたしまして、人材の育成と組織の最適化につきましては、執行体制の最適化、能力が発揮できる職場づくり、職員の意識改革と資質向上といった推進項目により、また3つ目の市民とともに推進する行政運営につきましては、市民参加による行政運営といった推進項目によりまして、行財政改革の第2次に引き続きまして、第3次におきましても取り組んでまいりたいというふ

うに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。大いに期待をしながら、内部についても知りたいんです。

それで、最初の大綱のところを書いてございましたのをちょっと古いんですが、思い出していきますと、当然実施計画をつくられて、それから事務事業評価を事業ごとに、今もおっしゃったように計画をつくっていかれるわけでございます。それは推進本部があつて、内部ですか、それから推進委員会があると思います。その実施計画をそういう経緯を踏まえながら、議会に報告をして市民に公表するということになってはいますが、そのことの確認をしたいと思いますが、お願いします。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

今後の改革の進め方ということでございますが、基本的には、第2次行財政改革大綱と同様でございます。大綱の基本方針に基づく推進項目と具体的な改革の取り組み内容、それから時期、目標を明確化いたしました実施計画を策定してまいります。

推進体制といたしましては、庁内の組織でございます行政改革推進本部での進捗管理と、外部委員で構成をいたします行政改革推進委員会に御意見をお伺いすることといたしております。また、進行管理といたしましては、実施計画の取り組み項目を、いわゆるPDCAサイクルにより進行管理をいたしまして、行政改革推進本部での検討、さらに行政改革推進委員会での御審議を経まして、また議会に御報告をいたしますとともに、市民の皆様公表するという形で今後進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

本当に事細かな考え方や計画を御回答いただきまして、ありがとうございました。

それでは、3番目に移らせていただきます。

3番目につきましては、ストレスチェック制度の導入ということでございます。

通告理由にも書きましたように、平成27年12月から毎年1回の検査を全ての労働者に対して実施するというので、これが労働者50人以上の事業所等ございまして、これが義務づけられたという制度でございます。

その義務づけられた制度をお聞きしたいことと、もう1つは、私はかつて関連した職員の皆さんのメンタルヘルスについて、過去ずっと2回ほど質問をさせていただいております。そんな関係

上から改めてこの制度について、今回お聞きをするわけでございます。

過去の質問につきましては、平成25年には職員管理での健康づくりについて、それから翌年、26年には職員のメンタルヘルスの対策について、大きく2つの項目で御質問をしました。それぞれ回答をいただいておりますが、その25年、26年は、職員の皆さんの中で、やっぱり心の病を持った人が多かったというふう聞いておりますし、具体的には休まれた、あるいは退職されたという職員もおられたんで、そういうことを特にメンタルヘルスについてお聞きをしてきたところでございます。今回はまた、そういう意味でストレスチェック制度というものができましたので、このことについて、この検査は自分のストレスの状態を知ること、鬱などのメンタルヘルス不調を未然に防止する仕組みということでございます。

それで、まず最初に、この1項目めでございますが、メンタルヘルス不調と思われる職員の把握と対応はどうされているか、まずお聞きをしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問の答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、1点目のメンタルヘルス不調と思われる職員の把握と対応につきまして、お答えをさせていただきます。

メンタルヘルス不調と思われる、まず職員の把握につきましてでございますが、本人ができるだけ早くこれに気づき、自発的に周りに相談することとあわせて、日ごろ一緒に仕事をしている仲間がいち早く気づき、対応することが最も重要であるということから、月に2回開催をいたしております庁内会議におきましても、幹部職員に対し、毎回のよう、いわゆる未病段階での目配り、気配り、こういったことによる早期発見と早期対応の重要性を共有し、把握に努めるよう指示をしておりますとともに、毎年11月に実施をいたしております職員の自己申告書におきまして、職員の勤務状況や職場内での状況、また本人の健康状態、簡易的なストレスチェックの枠を設けまして、早期発見に努めているところでございます。

このほか、岐阜県市町村研修センターが実施をいたしますメンタルヘルスセミナーへの参加や、市独自の予防から職場復帰までの対応マニュアル、こういったものに基づいた産業医や保健師による相談体制を整備して対応しているところでございます。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

過去2回質問した答弁と、今対応ですね。把握する対応について、そんなに変わりはないということは、地道に地道にずうっと同じことを続けられておられるというような気がします。

そういうことで、労働政策研究・研修機構の調査が平成28年にある新聞に出ていたんですが、心

の健康の問題で重要なことは、体の病気と比べ、復帰後の再発が非常に多いことだそうでございます。身体の病気は大体約8割ぐらいが再発をしないというふうにこの調査は言っているんですね。ところが鬱病に代表される心の病気では、半分以上の人が何らかの形で再発、あるいは繰り返しているという調査結果がございました。そういう意味でメンタルヘルスの治療では、再発させないことが非常に重要ではないかというふうに思っています。

それで2番目の質問に入りますが、このストレスチェック制度の手順は、先ほど言いましたように平成27年12月から1年、今年の11月30日までの間に1回は実施するということですね。国が推奨しているまず質問票というのがあるのだそうですが、それが大体57項目ありまして、それでストレスの状況进行评估し、またその結果を本人に通知をしながら対策を進めていく。もちろん医師の面接指導等があるわけですが、こういうことですので、職員のまず自分がストレスの状態を知ること、ストレスをため過ぎないことが一番大事なことでございますけれども、まずストレスチェック制度を、本市ではこの制度を取り組まれるのか、どう取り組む予定なのか、2番目の質問でございますけど、お願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、2点目の市といたしまして、この制度の取り組みにつきまして、お答えをさせていただきます。

先ほど議員がこの制度の仕組みと申しますか、大体お話をいただいたようなことでございまして、答弁のほうは大分かぶる部分があるかとは思いますが、御容赦をいただきたいと思えます。

このストレスチェック制度につきましては、労働安全衛生法の改正によりまして、平成27年12月1日から労働者が50人以上の事業所では、毎年1回、この検査を全ての労働者に対して実施することが法律的に義務づけられたというものでございます。

労働者が自身のストレスがどのような状態であるかを調べ、その結果、ストレスが高い状態の場合には、医師の面接による助言や仕事の軽減など、職場での改善を図るなどにより、メンタルヘルス不調を未然に防止させるものでございます。

本市では、新年度におきまして、正規職員と臨時職員を対象にストレスチェック制度の調査を実施する予定でございまして、先ほど議員が申されましたように、国が推奨いたします57項目の質問に対する回答をもとに、市の産業医でございまして医師がそのストレスの程度により、高ストレスであるというふうに判定をした職員に対しまして、産業医が直接本人に通知をするとともに、面接指導を行い、さらには専門医の治療、それから仕事上の措置等について検討をしていくこととしていくところでございます。

この制度により、今まで以上に職員自身のストレスへの気づきを促すとともに、メンタルヘルス不調の未然防止に努め、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげていければというふうに考

えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

気をつけなきゃいけないのが、当然のことでございますけれども、プライバシーの保護であったり、御本人の不利益、取り扱いなどの防止、これは十分配慮しなきゃいけません、不幸にしてもそういう結果が出た場合には、この制度の中にもちょっと書いてあったんですが、仕事の軽減などの措置をしてもらったり、それから職場の改善にもつなげたりということも、それぞれの事業所では考えられることだというふうになっています。いずれにしても、今答弁がございましたように、鬱などのメンタルヘルスの不調を未然に防止するというのがこの目的でございます。

時間がないですけれども、私なりに職場のストレスの職員の皆さんの原因と思われるようなことが、最近のいろんな社会の仕組みやら状況によって出てくるのではないかと考えています。一番は情報化社会の対応でしょうかね。電子機器というのが、先ほども船渡議員の質問もありましたように、市民の皆さんに広く手元にあるわけですね。そうすると市民の異なる価値観というものが、なかなか協力関係を形成するのが難しくなっているのではないかと思います。

それから職員の皆さんにさらに高度な専門的な知識がますます必要になってくるのではないかと思うんです。茶の間でキーボードをたたけば国の動向がずっと入ってくる。その動向をそれじゃあ市へ、行政の皆さん、ここの問題はどうかでしようかと来た場合だって、なかなか行政の立場でいきますとできませんわね。正式な決定文書が来ないとそういうことはできないということがありますが、いずれにしても市民の皆さんのほうが情報が早く、広く収集されますし、もう1つは地方分権の進展に伴いまして、地域のごときは地域で考え、地域で決めていかなければならないという。職員の皆さん、権限移譲がどんどんふえてきて、事務に振り回されている可能性があるのではないかとこのように危惧します。

特に補助金の問題であったり交付金の問題は、予算書なり補正書を見ましてもらうと、年々変わったり、新規になったり、そういう非常に行政事務が多くなっていると思います。そういう意味でやっぱり大事なことは、前回の質問者の中にもございましたように、各部局の連絡、協力体制というものをきちんとして共通認識が希薄にならないようにしていただくことではないかと考えています。そうしないと相談体制がだんだん不便になってきますので、例えば同じ課の中、同じ職場の中でも、そういう体制が希薄になって、おら忙しい、忙しいで、そんなことは自分で考えてやってくれとなるのが例えばあるとすれば、一方で孤立化してしまう可能性があることが考えられますので、ぜひそういうことも含めてお願いしたいことと、もう1つは、仕事がふえれば、今度は自分の私生活、家庭も含めまして、それと、それから時間外勤務と有給休暇の取得、こういうこともアンバランスになってしまいますと、また御本人の負担にもなったり、鬱の原因にもなるのではな

いかと思います。

先ほど答弁がございましたように、メンタル不調を未然に防止することが第一の目的でございますので、さらなる御尽力をお願いして、この質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

それじゃあ、最後の4項目について御質問をさせていただきます。

この問題は、通告にも書きましたように、市民の全世帯などに送付する調査に対して、読み書きのできない人や視覚に障がいがある人に、どのように説明やら配慮をされたのかなということをお聞きしたいと思います。

これは最近いい例がございまして、1つは国勢調査ですね。こういう大きな調査票を調査員の方が持って訪問されます。ここの裏面を見ますと、調査項目に回答する義務が定められています。回答を拒んだり虚偽の回答をした場合には、罰則も定められていますということが書いてあります。一方、個人カード、マイナンバーの通知文書に、裏を見ますと小さくここに点字が打ってありまして、点字には、私、点字は読めませんが見てもらったら、マイナンバー通知というふうに書いて打ってあるというのが、最近の2つの例でございます。

それで、この2つの例の中で、実際に事例があったのか、なければ今後どのように対応されるのか、考えがあればお聞きをしたいと思います。最初は、国勢調査のことについてお聞きをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、国勢調査におけます読み書きのできない人や視覚に障がいのある人への配慮につきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

国勢調査につきましては、昨年10月1日を基準日といたしまして実施をされたところでございますが、この国勢調査における障がいをお持ちの方などへの対応につきましては、視力の弱い方や目の御不自由な方に対しましては、拡大文字調査票や点字調査票が用意され、調査員が訪問した折に、状況によりましてお配りをし、御協力をいただき、記入をいただくというような形で対応する仕組みとなっております。

また、読み書きのできない方や視覚に障がいがある方を含めまして、調査員が調査票への記入を依頼された場合におきましては、聞き取りにより代筆での調査票への記入などにより対応したところでございます。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高田議員、残り質問が2項目ありますけど、2分ですから。

○7番（高田文一君）

承知しています。

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

2つ目、マイナンバーのお知らせとカード交付申請書についても同様にお聞きをしたいと思えます。2項目めでございます。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

御質問の障がい者の方に対する行政サービスにつきまして、マイナンバーカードの申請時の対応方法についてお答えをさせていただきます。

マイナンバーカードの申請につきまして、本市においては、原則、交付時来庁方式としていることから、個人申請となっておりますので、御自宅等において、どなたかが代筆をされても申請が可能であると考えております。

また、ひとり暮らしの障がい者の方等で申請時来庁方式にて申請を希望されます方につきましては、市役所にて申請をされる際に、その障がいに応じ直接記入ができない場合には、代筆による申請を、視覚障がいにより記入できない場合につきましては、第三者の立会人を選任した上で代理申請を行っていただくことで対応することとしております。

また、マイナンバーカードの受け取りにつきましては、申請者御本人の直接の受け取りが困難な場合には、代理人による受け取りが可能であることを広報「もとす」3月号等において周知をしておるところでございます。

なお、障がい者の方々の受け取りの際の方法につきまして、現在2件の問い合わせをいただいておりますが、必要に応じた説明を行い、カードを交付することができております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

ありがとうございました。

そういうことで、次の3番の障がい者の差別解消法がいよいよ28年、今年の4月から施行されますので、今、回答いただいたことも含めまして、さらなる体の御不自由な方に対しての留意をお願いしたいと思います。

それで3番目の質問に入らせていただきます。

3番目の質問につきましては、この解消法が28年4月より施行されますが、職員の人に対しての

理解や促進を特にお聞きをしたいと思います。本巢市の障害者福祉計画を私どもはいただいておりますけれども、その中で行政サービスにおける配慮という項目がございます。その中で、行政職員における障がい者の理解の促進を図ることが大きな一つの基本的な考え方として計画の中にございますし、ここにもきちんと28年4月から障害者差別解消法について、行政機関でもさらに障がい者に対する配慮が必要になりますということが書いてありますし、窓口の対応の研修も行っていくというふうに計画の中にございます。ぜひこのことをどう進められていかれるのか、お聞きをしたいと思います。最後になりますけど、お願いします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 村瀬正敏君。

○健康福祉部長（村瀬正敏君）

御質問の障害者差別法が平成28年4月より施行されますが、職員に対して理解や促進はにつきましてお答えさせていただきます。

障がい者に対する不当な差別的取り扱いを禁止し、国や地方自治体等の公的機関に必要な合理的配慮を義務づける障害者差別解消法が平成28年4月より施行されます。この法律につきましては、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人もともに生きる社会をつくることを目指しています。

本市におきましては、平成28年2月29日に本巢市障がい者地域自立支援協議会を開催いたしまして、職員が障がい者差別の解消に積極的に取り組むための職員対応マニュアルにつきまして、御審議をいただき策定したところでございます。この職員対応マニュアルをもとに職員に対する研修会を3月24日に予定しております。法律の周知を図り、障がいを理由とする差別の解消の推進に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高田文一君。

○7番（高田文一君）

本日は4項目についてそれぞれお聞きしました。適切な答弁をいただきましたことに対してお礼を申し上げながら、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。11時から開始します。

午前10時46分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（大西徳三郎君）

会議を再開いたします。

続きまして、8番 高橋勝美君の発言を許します。

○8番（高橋勝美君）

初めに、藤原市長さんには、3期目の当選まことにおめでとうございました。4年間、市政をよろしくお願ひしたいと思ひます。それと、きょうは応援に傍聴席に来ておつてくれていますもんで、頑張つて質問させていただきますので、よい御回答をひとついただけるようよろしくお願ひします。

通告に従ひまして、農林漁業の6次産業化についてと、電力の小売全面自由化についての2点を質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

農林漁業の6次産業化についてでございますが、我が国には、地域ごとに、その土地で生産される農林水産物を初め、きのう後藤議員からも質問がございましたように、森林資源などのバイオマス、水や土地、景観、伝統文化など、有形無形のさまざまな地域資源があります。地熱や太陽光、風力などの自然エネルギーもその1つに加えられることでございます。

6次産業化とは、そうした地域ごとの資源を生かして、農林漁業が、生産、加工、流通・販売を一体化することへ2次産業、3次産業と連携して、新しいビジネスの展開や営業形態をつくり出すことであります。農林業の雇用と所得を確保することを目指して、生産部門1次産業、加工部門2次産業、流通販売部門3次産業の1、2、3を掛けて6になることから6次産業化と言われています。一体化した農林漁業の新たな展開です。

2次産業、3次産業との融合により、農林漁業の可能性は大きく広がります。例えば1次産業が生み出す生鮮品は、売れる時期が限られていますし、売る値段も一番の影響を受けやすい。しかし、生製品を冷凍や乾燥などの加工をすれば、販売時期も変えられて販売し、直売所との販売ルートがあれば、みずから価格を決めることが可能です。

農林漁業では、競争力強化や従事者の確保が喫緊の課題となつており、成長産業として発展する6次産業への期待はますます高まっています。農林漁業の6次産業化に向けて、国も新年度予算に支援費約24億円を盛り込み、県も独自で補助制度や支援事業を展開される。その背景には、農林漁業の所得低下がある。農林水産省の統計によりますと、農業の産出額から経費を引いた生産農業所得は、2014年には2兆8,000億円しかありませんでした。20年前の1994年よりほぼ半額になったとのことでございます。農家の廃業が相次げば、耕作放棄地の増加など国土保全に悪影響が出るのでは、農産物の付加価値をつけて商品価値を上げ、所得向上につながるのではないかとお願ひしております。

先般、市が調査されました本巢市の農業振興に関するアンケート調査の結果はどうだったのでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の本巢市の農業振興に関するアンケート調査の結果について、お答えをさせていただきます。

本年度より2カ年継続で、農業振興地整備計画の見直しを行っておりまして、本市の農業経営の実態把握と今後の農業振興を図る上での基礎資料とするため、1反以上の耕作をしている農業世帯2,318世帯を対象としまして、アンケート調査を実施しております。全体の60%に当たる1,384世帯から御回答をいただいております。

御質問いただきましたアンケート調査結果につきましては、現在分析中でございます。詳細はお答えできませんが、本市の農業の現状としましては、高齢化による労働力不足や後継者不足などに対する御意見が多く、今後の大きな課題となっております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

今調査中で、最終結果は出ていないということでございますから、集計ができましたら結果の発表をお願いしたいと思います。

続きまして、2番目に移ります。

国が2011年度に始めました6次産業化、支援交付金を、県内では57団体が受けているようですが、本巢市内ではありますか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問にお答えをさせていただきます。

国では、平成23年3月に地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域農林水産物の利用促進に関する法律、いわゆる6次産業化・地産地消法が施行されております。

内容は、農林漁業者等が、農林水産物の生産やその加工または販売を一体的に行う事業活動、6次産業化の事業計画を策定、認定を受けることにより、国や県から6次産業化に向けたさまざまな支援を受けることができるものでございます。

その一つの支援策に、国の補助事業である6次産業化ネットワーク活動交付金事業がございますが、事業認定を受けた事業者が、農林水産物等を利用した新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工及び販売施設の整備等の支援を受けることができるものでございます。

県内では、この制度を受けている事業者は、本年2月末時点をもって57事業者でございます。近隣では、山県市の山県産黒ニンニクの商品化や、岐阜市の富有柿、大豆を利用した商品の加工・販売事業などが認定されております。

現在、本巢市でこの制度を活用して事業を行っている事業者の方はございませんが、今後、制度の仕組み等を御説明申し上げ、農業者の方に御案内していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

今、産業部長から、今後は指導して皆さんにも交付金を受けられるようにすると、やっぱり行政でこのようなことを指導してやってもらって、農業者を助けていただくように、ひとつ努力していただくことをお願い申し上げまして、次の6次産業化に直接関係はないかもわかりませんが、関連して質問させていただきます。

3番目、県の農業担い手育成を加速させるため、新年度担い手づくりのため、本巢市と大野町で富有柿の就農研修拠点を増設・整備予定とのことをお聞きしておりますが、それと関連して市長にこれはお願いしたいのですが、本巢市の富有柿にねおスイートという商品名の柿が開発されました。それで、それに対する若手につくっていただくように補助金を考えていただけるようなことはできないでしょうか。この2点をお願いしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の本巢市に県は新年度、担い手づくりのため、柿の就農拠点施設を整備する予定ということですがどのようにお考えですかについてお答えをさせていただきます。

現在、新規就農研修施設は、海津市で県が運営しております冬春トマトの研修施設と、岐阜市でJA全農が運営しているイチゴの研修施設がございます。また、本市におきましては、ぎふ農協が柿産地担い手育成事業によりまして、柿の新規就農を目指す者に対しまして、約1年間の研修を行い、柿の生産技術や経営理念を地元の柿農家から学んでいただき、研修終了後には市内で就農いただくこととなっております。

これまでに、これらの制度を活用した新規就農者は、イチゴの研修生で5名の方が就農いただいております。冬春トマト及び柿につきましては、平成28年度に各1名の方が市内において就農いただくこととなっております。

議員から御指摘をいただきました本巢市内での県が行う柿の就農拠点施設の整備につきましては、産地の情報発信や研修拠点の整備に係る経費を県が補助するものでございまして、現在、県と農協において調整中であると伺っているところでございます。

いずれにしましても、新規就農の研修事業につきましては、後継者の育成の面から大変重要でありますので、県、農協、その他関係機関と連携をとりながら、支援をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（大西徳三郎君）

ねおスイートについて、市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

では、関連して質問の中で、ねおスイートの新しい柿の新品種が今開発されていることについての補助金と、今お話がございました。

ねおスイートは、新たな今の柿の新品種ということで、これから新植されて、それから多分何年後かには本巢市の柿の何か新たな生産のもの、何と言うんですか、マルイトマークの富有柿に負けないような、そんなブランド品に育っていくようになればいいなというのは思っております。先日、私も試作品で早くにつくられたねおスイートをいただきまして、ちょっと食べてみました。大変おいしくて甘くて、ちょっと富有柿とはまた違った太秋と富有柿とのちょうどあいのこのような感じのようで、大変おいしい柿でございました。ぜひこれが本巢市の中でも新しく柿の産物として根づいていけばいいなというふうに思っておりますけれども、まだ試作段階で、農業研修センターのほうで今まだつくっておって、試作的に本巢市内の柿農家のところでつくられたということでありまして、今後これが苗がどんどんできて、ほかの柿農家に広がっていつて出ていけばいいなというふうに思っております。

この柿の新品種としてブランド化に向けてやっていけるのであれば、我々もいろんな形での御支援はしていきたいなというふうに思っていますので、ぜひいい形で、これだけじゃなくてイチゴも、華かがりかな、そういうようなイチゴも新しくできておりますけれども、そういった柿もイチゴも新しいものに今取り組んでおられますので、我々も必要な支援というのはしていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

農業の柿の担い手の本巢市、大野町の就農研修拠点をやられるのに対しまして、先ほど、部長からも県とかまたJAともよく連絡を本当に密にさせていただいて、行政も中へ入って、その農協と県のほうだけでそれをするんでなくて、行政も中へ入って、きちっと完全にその拠点の稼働ができるようにひとつお願いしたいと思います。

また、市長のねおスイートのお話が出ましたが、これがブランド化になれば、これは本当に本巢市の顔になるかと思えますもんですから、ぜひ新植された農場に対しては補助金を出していただくようお願いしたいと思います。この秋には、農林センターのほうからも苗が出てくるということを知っておりますもんだから、それがどのぐらい入るかはちょっとまだ不明でございますが、わかりましたらまたお願いしますもんですから、御協力をひとつお願いしたいと思います。

それと、次に11月10日、11日に開催される第19回全国農業担い手サミット in ぎふに向けて、岐阜市での全体会、各地の地域交流会に開催費の負担金として県は2,500万円ほど計上されているとこのことですが、市はどのようなお考えか教えていただきたいと思えます。

○議長（大西徳三郎君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問いただきました第19回全国農業サミット in ぎふに対しましてでのお答えでございますが、全国から参集する意欲ある農業者との交流を通じて、県内の農業者の経営改善や岐阜県の農業の発展を目指して、来年度28年11月10日、11日の2日間の予定で、第19回全国農業サミット in ぎふが開催されます。県の全体事業としましては2,860万円でございます、本市も38万5,194円を負担する予定でございます。

詳細は担い手サミット実行委員会におきまして決定されるというふうには伺っておりますが、初日の全体会では皇族の方をお招きし、全国担い手の代表による担い手メッセージ、パネル討論、サミット宣言などが行われる予定でございます、引き続き各地域に分散しまして地域交流会が開催され、岐阜県の風土、文化、農業経営の現状などを全国の農業者の方へPRするという事になっていくようにございます。翌日は、各地で現地研修会が持たれる予定でございます、本市におきましても研修会の会場が用意される予定でございますので、本市としましても、協力していきたいと考えているところでございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

特にこの秋にやられるということで、富有柿のシーズンでもありますので、本巣市も分担していただけたらと思いますから、特に富有柿のPRと新規就農者のPRもしていただけて、一人でも多く柿生産者をつくっていただくことをお願いしたいと思っております。

4番目に入る前に、6次産業の事例を二、三申し上げたいと思っております。

1つは、郡上市のワサビ屋があるということです。鍾乳洞の蛇穴の湧き水でつくったワサビを広めようということで奮闘している女性社長がおられるそうです。もとは農業にも会社経営にも縁のなかった主婦が、生産、加工、販売を一手で手がけている6次産業化に、これ行政が力を入れているということが書いてございまして、その成功例が注目を浴びているということで報道されておりました。その1つのワサビのりが、県内のホテルの朝食のメニューに採用されるなど、練りワサビは岐阜高島屋で通常販売が決まったとのこと。そのようなことで、そういう販売にも行政が力を入れているということがございます。

それと、青森県の株式会社青研は、リンゴの栽培、加工販売を行う農業生産法人で、直営農場で契約農家が生産する生のさまざまな品質のリンゴについて、産地や栽培方法の名を冠してブランド化し、生果だけのほかにリンゴを用いたジュースや飲用酢などの製造販売も展開しています。近年では、インターネットを用いた直販や輸出にも力を入れておられ、台湾、香港、タイ、中国、カナダなど着実に実績を積んでおられるということです。同社は、これらの拡販に対応して高品質のリンゴを確保するため、リンゴを長期保存できるように冷蔵庫の増設とか最新式の選果機の導入を計

画し、同社のリンゴ生産及びリンゴジュースに必要な技術力や販路を確保し、青森県産のリンゴジュースの販売を通して、地域農業の発展、振興が図られているとのことでございます。

また、二、三日前ですが、長野県飯田市のかぶちゃん農園というところからこういう通信販売が来たわけですが、ここは市田柿という甘柿では食べられない渋柿でございますが、この会社が5,000本くらいの干し柿をつくる市田柿を入れておられまして、それに対して干し柿をつくり、それをまた加工して、柿照姫というような製品をつくりまして、1個500円から600円になる単価にして売り出しをやっておると。それやらまた、長野県だから漬け物をつくって売るとか、それとこの乾燥芋を利用して、九州の安納こがね芋の焼き芋をつくったりしてやっておると。それとこういう農産物の販売だけじゃなしに、これが今2次産業でございますが、販売も百貨店等でやったりして、東京のそごう百貨店等でかぶちゃん農園がやっておると。それとまたプラスして先ほど初めに申し上げたように、電力の自由化にかけて4月からスタートする電力のあれに、ここはかぶちゃんの風の発電所をつくったり、地熱発電所をつくったり、それから太陽光パネルの森というようなものをつくったりしまして、これは松本、長野県一帯の電力をつくると。そしてバイオを利用して発電を起こしたり、まことに6次産業に対しての力を入れられている農場があるわけでございますが、こういうこともうちのほうの農林産地のほうでやっていただくと、一番6次産業化に力が入るんじゃないかと、かように思っております。6次産業に向けて、市はどのような営農指導をされているかちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問いただきました今後は営農指導をどのようにされるかについてお答えをさせていただきます。

今後の営農指導につきましては、農業者の高齢化や後継者不足、農業経営の安定化が喫緊の課題となっております。このため、本市におきましては、競争力、体質強化を図り、持続可能な農業を実現するため農地中間管理機構を活用しながら、担い手農家への農地の集積及び集約化に努めるとともに、イチゴやトマトなどの園芸作物の推進やみずから生産した農産物を使用し、加工品の開発、販売する6次産業化に向けた支援をするとともに、営農指導につきましては、県、農業普及所、及び農協等と連携をしながら行っていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

行政もいろいろ協力していただいて、これからもやっていくということでございます。最近、私も柿をつくっておるものですから、いろいろ新聞等を見ていましたら、先日も報道がありました。

県農業技術センターは、岐阜大学と共同で富有柿の輸出を拡大するために、柿の鮮度を長く保持する、品質が劣化しないようにする包装フィルムを開発されたということでございました。15年度、去年は香港、タイ、マレーシアに約47トンの富有柿を輸出しておるということでございまして、このT P Pの問題もございますが、輸出がふえれば農家の所得増につながっていくのではないかとということで、また販路拡大の一つではないかと思って期待をしておるわけでございます。というようなことで、行政も先ほど言ったように6次産業化に向けて営農指導を強くやっていただきたいと思っております。

それと市長さんにお尋ねしたいのですが、今回の市長選挙のマニフェストの中で、さらに元気で笑顔あふれる本巣市づくり、6つの基本政策の中で、地域資源を生かして活力を創造するまちにしますの中に、新規就農支援による担い手の育成や6次産業化の推進に努めるということで述べられておりますが、市長さんのお考えはどうでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、再質問をいただきましたので、少しお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど来本巣市の農業を取り巻く環境、それからアンケート調査の中で見えてきた結果など産業建設部長のほうからお話ししておりますけれども、本巣市の農業も高齢化、また後継者不足ということで、同じ日本全国の農業の産地と似たようなことが起こっております。本巣市は、言うまでもなく農業が大変盛んな地域でありまして、山奥のほうとは違った都市近郊型農業ということで、今までもそれなりに農業でも飯が食べていける地域でもございますし、経営の方法によって多くの皆さん方がそれぞれ農業で家計をやっている農家も数多くございます。その中でイチゴ、トマト、それから柿等、いろいろやっておられます。その中でも、やはりなかなか後継者が後を育っていかないという課題が出てきているわけでございますけれども、先ほど来お話がありますように県の機関、また農協等ともに連携をとりながら、こうした研修制度を使いながら新規就農というのを支援してまいりたいと思っておりますし、幸いイチゴですとか柿とか、年に何人かずつですが、先ほど部長が答え申し上げたように新規就農も出てきております。これを続的に新規就農が出てくるように我々も支援をしていきたいと思っております。

それと、何ととっても大事なのはやはり農業で御飯が食べていけるような体制をやるということが、何ととっても大事なことでもあります。やはり物をつくっているだけじゃなくて、そこにいろいろ知恵を出して、加工し、また販売もできる、いわゆる6次産業をやっていくことによって、なお一層収益も上がって農業に、そして農業の生産物に取り込む方がふえてくるというふうな期待もいたしております。

これからも6次産業化というのに一生懸命、今先ほど来部長がお答え申し上げましたように、本巣市内ではそういった国の制度等を使っている事業所が一つもないというお話でもございますので、ぜひそういった事業所も出てくるように考えていきたいなというふうに思っております。いずれに

いたしましても、稼げる農業、そしてまた後継者をしっかり育成する、こういう仕組みに我々も一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

[8番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

市長さんに、今すぐこれを実行するという事は難しいかも知れません。4年間のうちに、本巢市の農業は本当によいお金ももうかるというようなことを藤原市政のおかげということをお願いすればできるように、ひとつ努力していただくことをお願い申し上げまして、次の質問に入りたいと思います。

何か私は太陽光発電やら電気のことばかり、さっきも質問するのが多いというお話で、電気屋じゃないかというような、実は水道屋でございますが、2番目の電力の小売全面自由化についてを質問させていただきます。

今まで地域独占が廃止され、どこからでも電気を買うことができるようになりました。これも電気事業は、北海道電力から沖縄電力まで10社の決められた地域での電気を供給する地域独占でした。こうした電気事業は、社会公共の利益のために行う公益事業であるから、山奥でも離れ島でも赤字覚悟で全国どこでも同じサービスを提供する義務がありました。それと引きかえて、地域独占が認められていたわけです。市場での競争は免除されていたわけでございます。

電気料金は、総括原価方式と電気事業に係るコスト、設備投資や人件費、燃料代といった原価に事業報酬率を掛けて電気代を決定するものであり、電力会社は電気が売れなくても、売れないリスクを考えずに設備投資することができたのです。おかげで日本は世界の中でも質の高い送電線をつくることができましたし、年間の停電時間の短さは世界でもトップクラスの水準です。ただ、全ての電力を必要以上に高水準にするために、電力会社はたくさんの投資をして、それらが全て電気料金となって消費者へはね返ってきたのです。経済産業省資源エネルギー庁は、2004年4月から2005年4月にかけて小売自由化の対象が高圧の特高で引いている電力は、中小規模工場や中小ビルを対象にして小売自由化をしていましたが、ことし4月1日からは低圧の家庭や商店などにおいても新規参入の電力会社、さっきもちょっとお話しましたかぶちゃん農園でもやっているんですが、新電力を選んで電力を購入することができるようになりました。

そこで、今年度28年度、市の一般会計の施設の光熱費が、これは電気代が多いかと思いますが、全て合計しますと1億5,850万8,000円と計上されています。これは特別会計の上水道、下水道は入っておりませんが、ほとんどが電気代だと思っておりますが、市の各施設の電力の使用予定数量は何キロワットアワーかお願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

電気料金につきましては、施設管理者である各部局におきまして、それぞれの施設の前年度の使用料金をもとに算定し、予算要求をしているところでございますが、各施設の電力の使用予定数量については、算定されていない状況でございます。

このため、総務課において管理しております低圧電力を使用する施設について、調査した結果を報告させていただきます。総務課におきまして把握する低圧電力の受電施設は10施設ございまして、使用予定数量は、2万3,829キロワットアワーでございます。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

何か総務課ではあんまり全体を把握してないというお話でございますが、管財課のほうでこれは電気容量の調べはやってないんですか。市一本で調整してないんですか、これは。

○議長（大西徳三郎君）

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

各施設、先ほど申し上げましたように、教育委員会では教育施設の電力の管理をしておりますし、ほかの施設につきましても関係する部局で電力料金の管理をしている状況でございますので、よろしく願いいたします。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

何か付近からいろいろお話を聞いておりますが、本当にそれは全部統括して調べて持っているのが総務部じゃないんですか。教育委員会だからということではないのかと思いますが、その辺今後もどういう予定でございますか、副市長にお尋ねしますわ。

〔発言する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

暫時休憩します。

午前11時37分 休憩

午前11時42分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは再開をいたします。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

高圧で契約しております施設につきましては、今26施設ございまして、電力量は2,778キロワットアワーでございます。以上でございます。

〔発言する者あり〕

○議長（大西徳三郎君）

総務部長、答えをしっかりとめてください。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

電力量を申し上げます。26施設で21万3,974キロワットアワーでございます。これが高圧電力の今現在契約している電力量でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

高圧のほうは部長から話わかりましたが、一般会計の予算書には低圧も皆入っていると思いますから、低圧のほうも、すぐでなくてもいいですから、どれだけの電気容量があるんだということも教えてもらいたいと思います。それで、さっき副市長と振ったみたいでこれは出していなかった、副市長に答弁ということはちょっと質問事項が外れていますからいいですが、総務部長のほうで一遍調べてもらってください。

今後のことですが、県では、最近、県立高校の11校に各電気容量の調達を一般競争入札で受け付けをされてやっていることが報道がありました。そんなものですから、市もそのような対応をせないかんのやないか、4月から変わるわけですから。それでやっていかなあかんのやないかと思いますが、その辺のところはどう思われますか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 神谷義幸君。

○総務部長（神谷義幸君）

本市におきましては、平成27年3月1日より6,000ボルト以上の高圧受電している施設のうち、電気の負荷率が30%以下の小・中学校、幼稚園など22施設につきましては、特定規模電気事業者と電気供給契約を締結しております。また、平成28年3月1日からは26施設で契約をしている状況でございます。

経済産業省資源エネルギー庁のホームページによりますと、特定規模電気事業者数は799社の届け出がございまして、また、低圧電力を取り扱う小売電気事業者は、210社が登録されております。その登録事業者の中には、低圧の電気料金が決まっていなかった事業者や電力事業から撤退する事業者もあるということもございまして、まだ先行きが不透明な状況でございます。

今後につきましては、他市町の調達状況並びに電力の安定供給と経済的なメリットについて検証した上、低圧電力の調達については、慎重に検討していきたいと考えております。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

県とか岐阜市が最近倒産されました日本ロジテック協同組合と契約をされて大分安く電気料金を買っておられたが、今回はたまたま倒産しちゃったものですから大変なことになっておるとは思いますけれども、その辺のところもありますから、本市としては奥美濃発電所もあります中部電力等を優先に使ってもらって、値段を安く交渉してもらおうということをしたと思います。

それと同時に、市長に1つお願いしたいのですが、奥美濃発電所は私が3年ほど前に現地視察をさせてもらったときに、発電機が2基設置してあり、1基増設できるようになっておりましたが、たしかその1基増設できると思いますが、中部電力さんでは原発の依存度が16%ということで、関西電力なんか43%ですが、中部電力さんは16%で、あとは水力やとか火力でやっておられるということが先般新聞で発表されておりました。それで、特に水力でやっていただくと原子力の公害等もないですから、それと奥美濃発電所の来年度の予算書を見据えますと、減価償却が4,099万6,000円の1年間減額になっておるわけでございますが、そんなものですから、先ほど市長さんをお願いしようと言っているのは、1基増設してもらって、固定資産税をもっとふやしてもらえば、中電さんを優先的に新電力を買わせていただくということを要望していただくことをお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

高橋議員のほうから大変ユニークな御質問をいただきました。お答えしたいと思います。

先ほど来総務部長のほうから、既に本巢市、この3月から入札を行いまして、いわゆる高圧の施設の電気料金というのは、低減に安くなった電気料金で契約している。そしてまた3月からは26施設に拡大してやっているということでございまして、我々本巢市もかねてから電力料金のいわゆる低減化というのは努めてきているところでございます。ということで、その辺だけをお含みいただきたいというふうに思っております。

それから今、中電奥美濃発電所のお話がございました。我々も中電の奥美濃発電所が毎年減価償却でどんどんと下がってきております。毎年5,000万近い償却資産の減がありまして、合併以来ずっとこれで、トータルしますと何億という金額の収入が減っておるということでございます。ただ余力がある、つくる場所があるから中電があそこでつくられるかというのも、また会社の経営上の問題がありますので、我々もこれから先いつまでも、どんどんと減価償却で減っていくのはやっ

ぱり残念な気がしますので、もしできるだけ早く更新もしていただける、そしてまた増設もしていただくような形で、電力の安定供給にぜひ頑張っていっていただけるようなことはまたお話もしていきたいなと思ってますけど、基本的には中部電力さんがどう考えるかによるんですけども、機会があるときにお話をさせていただきたいなというふうに思っております。

[8 番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

高橋勝美君。

○8番（高橋勝美君）

今いろいろ申し上げましたように、市長さんにもひとつそういうことで固定資産税のふえるような方法を考えていただけるように努力していただくことをお願い申し上げまして私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

ここで暫時休憩をいたします。午後1時から再開をいたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（大西徳三郎君）

それでは、会議を再開いたします。

続きまして、10番 道下和茂君の発言を許します。

○10番（道下和茂君）

ただいま議長の御指名を賜りましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

午前中、舩渡議員が痴呆症の物忘れのお話をしました。私も、けさげた箱の上にめがねを忘れてきまして、非常にちょっと見にくいと思いますけど、間違うところがあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いします。

東日本大震災から5年、改めまして犠牲者の方々に哀悼の意を表するとともに、一日も早い復興、特に津波、原発と二重災害に見舞われました地域の復興を心より願い、通告に従い、順次質問をさせていただきます。

まず最初に、12月議会に引き続き、観光関連の質問をさせていただきます。

1番目の特別天然記念物の文化財などをユネスコ、ジオパークの登録に向け推進することについてお聞きをいたします。

ジオパークとは、地球の活動様子をとどめ、地球科学的に重要な地質や地形をテーマにした自然に親しむための公園であり、火山、鍾乳洞、浸食地形などの地球科学的に重要な景観に対し、地球科学者を中心にさまざまな団体がその保全、教育、観光利用に関する活動を行いつつあります。地域の持続可能な発展を目指す仕組みを構築する目的とした取り組みであり、同じユネスコの登録の世界遺産などとは違って、条約には基づかず、教育や観光、地域経済に積極的に生かすのが狙いと

なっております。世界ジオパークを名乗り冠をつけるには、日本ジオパークネットワークに加盟するため、審査認定を受ける必要があります。また、4年に1回、現地審査を含む再認定審査があり、加盟認定は取り消されることもあります。

2015年に、世界ジオパークがユネスコの正式事業とされました。文化財保護法により指定された特別天然記念物は、植物では岐阜県の石徹白の杉など30件、動物では地域指定のないカモシカや地域指定のある高知県の土佐の尾長鶏など21件、地質、鉱物では、根尾谷の断層や根尾谷の菊花石など20件となっております。県内では、国指定を受けた3件のうち、2件が本市に存在しており、特に地質、鉱物に関し指定された1割が本市にあることになります。今、申し上げました貴重な資源、保全、教育から、さらに観光や持続的な地域経済の発展に生かすことは重要で、有効な手法と考えます。

そこで、①の質問の観光などや持続的な地域経済の発展を構築するジオパークについての認識を産業建設部長にお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の観光など、持続的な地位経済発展を構築するジオパークについての考えについてお答えをさせていただきます。

ジオパークとは、ジオ（地球）にかかわるさまざまな自然遺産、例えば地層、岩石、地形、火山、断層などを含む自然豊かな公園のことであり、それらを学ぶことや地域社会を発展させることを目的とし、2015年12月現在で、日本ジオパークに31地域、世界ジオパークに8地域が認定をされております。ジオパークの審査基準をクリアするためには、自治体のみでなく、住民、地域産業が一体となって活動を進める必要があります。ジオパークは、観光振興につながるだけでなく、住民が自然を学び、考え、伝えることから、郷土愛、自然保護、保全の進展や自然災害に対する住民の意識向上、地域経済の活性化につながるなど、さまざまなメリットがあると考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいまの答弁で、ジオパークとは、観光振興につながるだけでなく、さまざまなメリットがある制度とお聞きをいたしましたので、次に2番目の質問をさせていただきます。

断層については、先人たちの努力で整備が積み重ねられてきており、貴重なことは御承知のことかと思えます。濃尾地震による地震断層は、根尾谷断層を中心に、福井県南部から木曾川に至る長さ80キロ、幅5キロに及び、震災の爪跡は、現在でも市内の各地で目視できる場所があります。

菊花石については、根尾松田地内、舟伏山、初鹿谷の16万3,000平方メートルが昭和61年に国指定され、昭和27年には特別天然記念物に指定されております。

菊花石が産出する舟伏山の一帯は、古生代にできた石灰岩から成り、飛騨高山から伊吹山へと続く石灰岩の山列を美濃海山列と呼びます。これは、「美濃」に「海」「山」と「列」を書きまして、美濃海山列と呼ぶ一角にあり、菊花石のほか、古生代の生物の化石は、福井県勝山市の化石をはるかに多く含む内容と言われております。現在でも、谷川にその化石を見ることができます。化石は、古生代の大型二枚貝のシカマイアを初め、頭足類や原生動物のフズリナなど、さまざまな古代の化石が見られることから、この地が海底の隆起により発生されたとしていました。しかし、近年では、プレート移動により、赤道付近の海から運ばれてきたことが徐々にわかり出してきております。

ジオパークがユネスコの正式事業とされてから、断層や菊花石のジオパークの立ち上げを望む声が、地質学者などから上がっております。本市では、ジオパークの取り組みを通じ、こうした資源をさらに広く情報発信をし、観光に結びつけ、資源の有効活用を図ることが必要かと考えます。淡墨桜や船木山の古墳など、本巣市の貴重な文化財資源を組み合わせるか、ただいま申し上げました美濃海山列の広範囲にわたる地質、地形を生かした広域連携で推進するか、いろいろ推進の方法はあろうかと思えます。そこで、②の根尾谷断層、根尾谷菊花石などの文化財を活用し、ジオパークを推進する取り組みの考えを産業建設部長にお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

御質問の根尾谷断層、菊花石など、貴重な資源を活用したジオパークの推進、取り組みについてお答えをさせていただきます。

根尾谷断層、根尾谷の菊花石は、国指定の特別天然記念物であり、これを活用し、ジオパークとして認定を受けることで、観光資源として、淡墨桜や船木山の古墳など、ほかの観光資源と組み合わせることで観光振興を図ることができると考えておりますが、先ほどもお答えさせていただきましたように、住民、地域産業が一体となって活動を進める必要がございますので、ジオパークの理念や方法論を認識し、取り組んでいくことが必要でございます。その活動体制につきましても、今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

それでは、②に関連した質問でございますが、企画部長にお尋ねをいたします。

現在、本市では、森林セラピー事業を推進しており、新年度も森林セラピー基地及びロードのさらなる充実をされますが、大地の遺産を楽しむジオパークの中の一つの取り組みでありますジオツ

ーリズムを推進することで、セラピー事業の魅力と事業効果をよりアップされたいと考えますが、企画部長としてはどのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

少し森林セラピーの事業の説明をさせていただきたいと思いますが、森林セラピーの活用につきましては、現在、振興公社が事業の企画運営を行いまして、森林セラピーロードの散策のほか、セラピーイベントでありますとか、温泉入浴、それからグラウンドゴルフなどをセットにしたプランを用意し、提供しているところでございます。今後、森林セラピー事業の効果を上げていくためには、多様化する旅行者のニーズに即したプランを提供していくことが重要でございまして、今後は企業向けの団体プランや家族向けのプラン、シニア層向けの個人プランの充実なども図っていくことが必要であるというふうに考えております。

議員から、大地の遺産を楽しむジオパークを推進することで、この森林セラピー事業の効果も向上するのではという御提案をいただきましたが、本市の森林セラピーがジオパークと関連する一つのツールになるのであれば、他の資源と複合的な相乗効果も期待ができ、森林セラピー事業の効果を上げていく上で、非常に有効なことであるというふうに考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいまジオパークの推進につきまして、産業建設部長、また企画部長からは、多くのメリットがある、非常に有効であると。活動体制を含め、検討していきたいと前向きな答弁でございますが、次に市長にお尋ねをいたしますので、もう一声前へ向かった御答弁を賜りたいと思いますので、そのことを期待して、③の質問を市長にお尋ねいたします。

市長には、3期目の御当選おめでとうでございます。無投票であるがゆえに、これから4年間、市民福祉の向上、地域間格差の生じない、さらに元気で笑顔あふれる本巢市づくりに御尽力されることを願い、質問をさせていただきます。

市長は、選挙公約、また当定例会での所信表明の基本施策の1つ目の取り組みとして、地域資源を生かして活力を創造するまちにすることを述べてみえます。本巢市には、淡墨桜、断層や菊花石など、多くの貴重な資源があるが、こうした資源が活用され、地域の持続可能な発展に生かされているのかと考えると疑問を持つところでもあります。ジオパークに登録認定を受けることは、地域の活性化に資する有効な方法と考えます。

そこでお聞きします。日本ジオパークネットワーク、世界ジオパークネットワークに加盟し、ユネスコの世界登録を目指す考えについて、市長はどのように考えておみえですか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、ジオパークに関連しての御質問にお答え申し上げたいと思います。

まずもって、先ほどはエールを送っていただきまして、ありがとうございます。これからも引き続き、また御支援のほどよろしくお願いを申し上げます。

ジオパークのネットワーク加盟、またユネスコの登録を目指す考えはということでございます。

先ほど来、ジオパークの持つ意味、そしてジオパークというのが観光とか地域の活性化に大変役立つというようなことをそれぞれ担当部長のほうからお話をさせていただいたところでもございます。私も、そういう方向で進めていければいいなというふうに思っております。

その前に、日本ジオパークに加盟するためには、先ほど来お話ししておりますように、準会員として加盟申請を行う手続というふうになるわけでございますけれども、そのためには、単に地質学的に重要なサイトを集めたと、我々が勝手にこちらのほうで集めたり、研究しただけではなかなかいかない。しっかりとした勉強をしていただいて、そしてまた組織、計画というのを立ち上げることが必要だと言われております。また、これをやることによって、地域にどういう影響があるかというようなことも研究していかなきゃならない。そしてまた、それを永続的にやっていくためには、ガイドを養成してやっていかなきゃいけないというようなことが、それぞれジオパークの認定を受けるために、いろいろ条件がございまして、我々はこれを基準と言っておるんですけど、ジオパークに入る基準というのをしっかりと満たさなければ、入りたい入りたいと言っても入れるものではないので、このために、新年度に入りましてから、地域住民、地域産業と一体となった組織づくりにまず取り組むとともに、地域住民を中心といたしますガイドの養成など、先ほど来申し上げているような、認定を受けるために必要な基準というのを職員でも研究すると同時に、既に入っているところのそれぞれの地域において、手続等をやられた経験者の方、また専門の方がおられると思いますので、そういった方を交えてしっかりとした調査をして、この日本ジオパークネットワークにまず基準を満たして加盟をすると、そして認定を受けて加盟するという取り組みを早急に今進めていきたいというふうに思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいまの御答弁で、取り組んでまいりたいとの考えでございます。どうかよろしくお願いをいたします。

ユネスコの認定登録を目指し取り組むには、やはり専門分野で大学との連携や専門コンサルの活用が必要でございます。そして庁内では、推進室を設けるか、また協議会等が必要かと思っております。

どうか2020年のオリンピックを目標とするなどの目標を持って、効果的、効率的な体制をつくっていただき、推進されることを期待しまして、次の2の質問をさせていただきます。

2のビジット西美濃観光キャンペーンに参加して感じたことなどを市長にお尋ねしたいと思います。

外国人旅行者受け入れ数は低い水準にとどまっていることから、政府は、外国人旅行者訪日促進戦略を掲げ、海外への訪日宣伝活動ビジット・ジャパンを推進いたしております。国土交通大臣が本部長となり、関係省庁、企業、民間団体が参加するビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部は2003年に発足し、海外諸国で日本旅行の広報や国内での外国人旅行者向けインフラ整備を行っており、2003年の日本人海外旅行者数は1,650万人で、訪日外国人旅行者数は524万人と大きな差がありました。最近のJTBの旅行動向調査では、2015年が海外旅行者数は1,700万人と、訪日外国人は1,500万人となる見通しとしており、その格差は縮まりつつあり、戦略が功を奏しているのではないかと考えております。

こんな話を聞く機会がありました。日本の人口は減少し、国内旅行マーケットは減少していく、そんな中で、アジアの国々の人々にとって、まだ日本の文化や大都市、また有名観光地、自然は憧れであり、インターネットの普及やグローバル化が国境の敷居を低くしたが、民族主義思想は反するものがあるゆえに日本の文化が輝き、彼らを魅惑する。外国人旅行者も、大都会、有名観光地から地方へ向かいつつあり、20年後を見据えて、訪日外国人旅行者数の重要性を理解し、早目に取り組んだ観光施設が繁栄すると言われておりました。

広域観光連携でのビジット西美濃観光キャンペーンは、社会の流れを読み、的を射たキャンペーンであり、市長も今回トップセールスで参加されており、どうか引き続き、観光資源や特産品の海外宣伝に力を入れるとともに、各観光施設の外国人向けインフラの整備に取り組む必要があると考えます。そこで、参加しての感想と、本巣市の外国人旅行者誘客への思いを市長にお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、ビジット西美濃キャンペーンに参加してきた感想をお聞きしたいということで御質問をいただきました。

今回、初めて、ビジット西美濃キャンペーンに参加させていただいたところでございます。先日来ちょっとお話も出ておりますように、西美濃観光協議会、26年から本巣市も参加をさせていただきました。今回国の交付金をいただいて、新たにこういうキャンペーンの事業を立ち上げさせていただきました。3市9町、12市町の首長がそろって2月に香港、台湾にお邪魔させていただきました。このキャンペーンがなぜ香港、台湾へ行ったかといいますと、今、日本に来る観光客の多い中、いわゆるトップ5の中に、中国、台湾、韓国、そして香港というのは五本の指の中に入っているわ

けでございますけれども、日本に多く来られる国を訪問してキャンペーンをしようということで、今回参加させていただきました。

日本にも大変多く来ているんですけど、岐阜県、そして我々この西美濃に外国人が来るというのはなかなか少ない状況でもございまして、せっかく日本に多く来ているものを我々西美濃にも来るようにしようということで、今回訪問させていただきました。そういうことで、台湾、香港のメディア関係、旅行社、また政府機関というのを訪問させていただきました、西美濃3市9町の観光資源の魅力をトップセールスしてきたところでもございまして、また現地機関の関係機関の皆様方と活発な意見交換をさせていただいたところでもございます。

意見交換会の中で、台湾とか香港からの訪日客というのは、本当にリピーターがどんどんと多くなっているというお話がありまして、1回じゃなくて、2回、3回といった。そしてまた、先ほど道下議員のほうからも御指摘がありましたように、地方へのリピーターがふえてきておるということで、地方へ足を伸ばすという方が多くなっている。最初は、東京とか京都、大阪、奈良とか、そういう観光地のところがまずメインでしたけれども、そういうところは終わって、今や地方へどんどんと行っているというお話も聞いてまいりました。

そうした中で、やはり暖かいほうですので、北海道、スキー、雪というのは大変関心が高いようなお話もお聞きいたしました。そういうお話をやっている中で、西美濃というのを言ってもなかなかぴんと来ないというのが現状でございます。そうした中で、もし我々がここへ行くとなると、どういうものが需要だというのも、意見交換会の中でお話を聞いてきました。やはり、今、香港も台湾からも来るのも、大体まだ地方に足を伸ばすといっても、まだまだバスで動くのが大半だということです。どうしても、自分たちで計画してどこどこへ行くというのはなかなか少ないということで、ツアーで来るのが大半だということでございまして、そうするとバス1台とか、2台とか、そういった方を一気に泊める場所がないというか、要するに宿泊場所がまず第一だということをおっしゃいました。

しかも、それはビジネスとか、そういうのじゃなくて、例えば来られる方は一人一人じゃないもんですから、夫婦で来るとか、知り合いと来るとかとなると、要するに2人で1部屋のような格好で、バスが1台来ると20から30の部屋がなきゃいかん。そして、バス2台が入れば40、50というのが一気に面倒見られる施設がないとなかなか送り込めないよと。そしてまた、コースも、1カ所だけ云々じゃなくて、やはり周遊、その地域で一日面倒が見られる、ぐるっと回って見られる、そういう周遊のコースもないとなかなかそこにバスを連れていくということではできないといういろいろお話もお聞きいたしました。

そういうところから、今回まさしく広域連携でやっておりますけれども、それとやっぱり本巣市単独の誘客ではなくて、やはり近隣市町と一体となった連携をしながら、そういった外国人のお客を誘客する、そういう取り組みをしていかなければならないということは感じたところでもございます。今後、ビジット西美濃キャンペーンにおきまして参加した3市9町では、そのときもお話して、ほかの場所でもお話ししながら帰ってきたんですけど、これから3市9町でそれぞれの

観光資源を結ぶ、そして観光ルート、そういうものを構築して、そこを売り込んでいこうというようなお話もしてきまして、今後こうした観光ルートを設定して、そしてまた台湾、香港、また中国、韓国などへPRをして、この地方へのどんどんと来られるような取り組みをしていこうということを考えておるところでもございます。

また、それにあわせて、それぞれの地域の中でルートの中の一つに入ったとしても、そういう方々に楽しんでいただくものもしなきゃいかんということで、うすずみ温泉とか樽見鉄道等の主要観光施設へのWi-Fiの設置とか、もとまるナビの拡充と観光サイン、そしてまたそれについては多言語表示ができるように、そういう観光案内看板などもしっかりしていかなきゃいけないというふうには思っております。いずれにいたしましても、そういうコースもつくりながら、そしてまた受け入れ体制の整備も一緒に図りながら、外国人の誘客というのに努めていきたいなというふうに思っております。

と同時に、ちょっと余談になりますけど、少しそういうお話をする中で、台湾旅行者の中では、桜ということで、淡墨桜にお客を連れていったというのを言っておられまして、確かに台湾のほうから淡墨桜に観光客が入ってきている事例もありますけれども、台湾の方々もやっぱり桜を見に行きたいという中に、根尾の淡墨桜というのが一番大きな関心を持っていただいております、実際にそこへもお客を運び込んでいると。それは、その後、続けて、北陸のほうに行っているんですけども、通って、またよそへ行っているということで、淡墨桜を見て、この近辺を見るんじゃないかと、通り道にちょっと見て、ばあに行ったというような状況でありますけれども、そういう事例もお聞きしました。

それから、またもう1つは、香港で、今このすぐ近くの中村青果のイチゴ、つみつみファーム、これが香港の一番販売部数の多い観光の雑誌の中に、日本の中でイチゴをとって食べられる施設、体験しながら食べられる施設の中に、この中部地方の今の中村青果のつみつみファームが載っております、日本にイチゴを食べに来るとすると、本巢のつみつみファーム、本当に本巢駅をおりて、歩いて10分で行けますというような全部表示も出ている観光パンフレットも出ておりました、ここまで香港の皆さん方にもつみつみファームを知っていただいておりますということで、大変感動して帰ってきたところでもありますけれども、そのように点々ではいろいろ関心を持っていただいておりますところがあるんですけども、やはり地域全体としての受け入れ体制の整備、そして地域全体で誘客をしていくという取り組みを今後しっかりとしていかなければ、これから先、日本に多くお客様が来られても、なかなかこういう地域に入ってもらえない、入ってこない、そんな状況であるということを今回のキャンペーンで実感してきたところでもございます。今後の課題として、これを踏まえて、広域観光、そして訪日の客の獲得に努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

ただいま市長に感想をお聞きしました。感想でございますので、再質問ということは控えさせていただきます。ただいま市長が申しあげましたように、やはり何といたしましても、本市の観光施設などでは、まだまだ外国人観光客を受け入れる体制づくりは進んでいるとは言えません。観光体制の充実や、先ほど私が申しあげましたように、ジオパークの推進をすれば、観光ルートの確立もできるかと、こんなふうにも考えております。また、地元をいたしましても、地元住民を挙げて、そうした体制づくりというものは必要でございますし、先ほど来市長も申しあげましたように、ジオパークでも当然ガイドの養成も必要になってくると。また、多言語の表示も必要ですし、サイン看板等、他言語の表示をできるだけ進めていただきまして、外国人の観光客を受け入れる体制づくりに頑張っていたいただきたいなと思います。そんなことを期待いたしまして、次の質問とさせていただきます。

3番目の集落内に点在する山林の整備についてでございます。

現在、国道沿線は、沿道修景整備事業が林業振興費で実施されており、単年度で1.5ヘクタールほどの整備でございますが、良好な景観形成や有害獣の出没を抑えるなど、事業効果が出てきております。また、新年度には、清流の国ぎふ森林・環境基金による有利な財源で里山修景事業の予算が計上をされております。森林・環境税は28年度まで徴収されますが、その後は不確定なもので、今後は当然有利な財源も不確定なものになると考えられます。

本巣トンネル以北の根尾川沿いや集落内に点在する河岸段丘の山林などでは、人口減少や高齢化などの影響で、放置林ややぶと化した箇所が点在しており、また集落に隣接する山林でも同様な状態が見られます。河岸段丘とは、お手元に資料1を配付させていただきましたが、図面のような地形のところを河岸段丘と言っております。こうした箇所は、景観が損なわれる上に、有害獣の絶好の隠れ場所となり、獣と車両の衝突による被害も多発いたしております。

また、河岸段丘のり面の山林や集落に隣接する山林の一定範囲で、植林の間伐、枝打ち、やぶと化した箇所の整備を推進するために、国・県補助の活用や林業事業者に率先した事業推進を促し、また地区単位や自治会単位での協議会を設けるなど、国・県の補助事業を活用し、推進することが景観向上や農林作物の有害獣被害の軽減、車両被害の軽減、河川沿いであるなら、釣り場の確保にも貢献するであろうし、効果があると考えます。山林の整備か有害鳥獣対策かで所管部署の違いがあるが、それぞれの所管で有効な取り組みの推進についてお聞きしてまいりたいと思います。

そこで、まず①の質問を林政部長にお尋ねをいたします。

市内の集落連担地域で、集落内にある山林、河岸段丘のり面や集落に隣接する一定の範囲を整備する考えをお聞きいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を林政部長に求めます。

林政部長 蜂矢嘉徳君。

○林政部参事兼部長心得兼根尾総合支所長心得兼総務産業課長（蜂矢嘉徳君）

集落内にある山林の整備についてお答えをさせていただきます。

森林整備につきましては、既存の国庫補助事業や森林・環境基金事業の里山林整備事業などを活用して整備を行っているところでございます。森林・環境基金事業につきましては、平成28年度でひとまず終了し、継続については不確定ではございますが、今後、県の補助事業の動向を見据えながら事業を進めてまいりたいと考えております。また、本来、森林整備は森林所有者が行うものではございますが、本巣トンネル以北の国道157号沿線及び淡墨公園に至るまでの市道沿線の森林におきましては、景観が損なわれているところがありますので、森林所有者の同意を得ながら、市単独の沿道修景事業によりまして、森林修景を進めているところでもございます。

集落内の森林整備につきましては、森林・環境基金事業での整備が可能であり、森林組合、また林業事業体及び自治会等の事業主体による整備もできることから、県、市及び事業体などで組織する本巣市森林整備推進会議におきまして事業提案を行い、一層の整備推進を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

それでは、ただいまの再質問をさせていただきます。

県、市及び事業体で組織する本巣市森林整備推進会議で事業提案及び協議する中で、一層の推進を図ってまいりたいと。このことは、以前にも一般質問で何度も回答としていただいております。私が言いたいのは、間伐などの山林整備は一定の面積が要求されます。しかし、山林の1筆面積は、里山付近では面積が少なく、採算が前提の民間事業体は当然ながら、1筆面積の大きく、経費が少なくて済む奥山の山林整備を優先するのはいたし方ないことかと考えますが、しかし市内には、山林事業体は2法人1組合があり、その中で森林組合は山林所有者の組合で、組合員で構成をされており、本市からも50%近い出資がされております。

組合員は、所有山林面積の多少に関係なく組合員でございます。ほかの事業体より経費が少々かかっても、組合は民間事業体が敬遠しがちな里山周辺を、住民に整備の必要性を理解していただき、率先して整備を行うことが必要と考えます。所管部署では、森林整備推進会議でそうした方向に転換を指導、誘導しながら、里山周辺の山林の整備を図ることが必要ではないですか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

林政部長 蜂矢嘉徳君。

○林政部参事兼部長心得兼根尾総合支所長心得兼総務産業課長（蜂矢嘉徳君）

里山付近の筆面積の小さい山林の整備につきまして、森林組合を指導して整備を図る必要があるのではという質問にお答えさせていただきます。

本巣市森林整備推進会議におきましても、本巣郡森林組合はもとより、市内の2林業事業体に対

しましても、里山周辺の森林整備の推進につきまして指導してまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

特に森林組合は、先ほど申し上げましたように、組合法によってつくられておるわけでございます。そうしたことを踏まえますと、民間事業体も含めて当然でございますが、やはり森林組合にはもっと民間事業体より、そういったことに取り組んでいただきたいということを所管部署から言っていたきたいなと思います。

次に、2の質問を産業建設部長、林政部長、それぞれにお尋ねをいたします。

荒廃し、やぶと化した集落内に隣接する一定範囲や河岸段丘のり面を景観形成や獣害対策として整備する有効な方法と取り組みの考えをそれぞれの部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長及び林政部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは御質問にお答えさせていただきます。

荒廃し、やぶ状と化した集落に隣接する一定範囲や河岸段丘のり面、これについては有害獣対策としての課題があるのではないかとということでございますが、有害獣対策としましては、現在本巢市猟友会に委託しまして、有害獣の捕獲と、県の補助金を受けてニホンジカの個体数調整を行うなど、獣の数を減らす取り組みをしております。2月末現在でイノシシが74頭、鹿が387頭、猿が102頭を捕獲しております。また、国の鳥獣被害総合対策交付金を活用しまして、農地の外周に獣害防止柵を設置して、有害獣から農作物の被害を防止するほか、モンキー犬を活用した獣の追い払いを行っているところでございます。

御指摘の件でございますが、集落に隣接する、荒廃し、やぶと化した一定範囲や河岸段丘のり面につきましては、これらの有害獣の格好の隠れ場となっているところでございますので、地権者及び関係者に対しまして、伐採や除草、除却等を依頼することにより、有害獣の隠れ場所を除去いただくなど、地域一体となった取り組みを考えていきたいと思っております。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、林政部長 蜂矢嘉徳君。

○林政部参事兼部長心得兼根尾総合支所長心得兼総務産業課長（蜂矢嘉徳君）

集落に隣接する一定範囲の森林整備についてお答えさせていただきます。

国や県の補助事業では、森林整備を行うためには、一体的なまとまりのある森林を対象とした森林経営計画の樹立が必要となっております。集落に隣接する森林も、近隣の森林と一体的な森林経

営計画を立てることで整備が可能となっております。森林整備計画が未策定であっても、森林・環境基金事業の里山林整備事業などでの採択が可能な場合がございます。

整備につきましては、森林組合、林業事業体、自治会等の事業主体による整備もできることから、本巢市森林整備推進会議におきまして事業提案をしてみたいと考えております。集落の周囲の森林を整備することによりまして、有害獣対策にもなると考えますので、河岸段丘ののり面整備につきましては、関係する部局と協議してみたいと考えております。よろしく申し上げます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

それでは、ただいまの3番の②ですが、再質問を産業建設部長にお尋ねをいたします。

森林・環境税の活用で、産業建設部では、これまでどのような取り組みをされてきましたか、お尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

産業建設部では、産業経済課におきまして2つの事業に取り組んできております。1つは、ニホンジカの個体数の減少を目的とします個体数調整事業でございます。もう1つは、真正地域で水稻などに被害があるスクミリンゴガイ、通称ジャンボタニシの除去に費用を充てているところでございます。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

産業建設部長に再々質問をいたします。

質問の河岸段丘など、森林や天然林以外でやぶと化した箇所への刈り払い、有害獣防止の生息環境管理促進には必要なことと御認識をされていることはわかりました。

政府は、鳥獣被害特別措置法により、市町村が作成する被害防止計画、本巢市ですとこういうものですが、これに基づく取り組みなどを総合的に支援をされております。本市でも、ただいま答弁がありましたけど、モンキーダッグや防止柵を設けるなど、取り組みをされておりますが、御答弁の中に、地権者及び関係者に対し、伐採などを依頼し、地区一体となって解消に努める、全くそのとおりでございますね。そうあってほしいものですが、しかしながら、さまざまな社会情勢により、そうした箇所が増加し問題になっているから、特別措置法で支援されていると考えます。

ほかの自治体では、農作物残渣の適正処理ややぶの刈り払いによる緩衝帯の設置など、生息環境管理の促進を活動に掲げ、取り組んでおりますが、残念ながら、本巢市のこの防止計画の中には、

そういった文言が入っておりません。入っていないということは、国の補助、県の補助を受けていないということにつながると思います。また、森林・環境税では、こうしたパンフレットを見ただけであれば、里山林の整備、利用にも支援メニューがあります。こうした国の制度や森林・環境税の支援メニュー等を研究されてきたのか、またされなかったのか、そのところはわかりませんが、なぜそうした取り組みがされなかったのかをお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

議員御指摘の件でございますが、鳥獣被害防止計画というものでございますけれども、これにつきましては、本巢市鳥獣被害防止対策協議会において位置づけをするということが必要になってくるわけでございますが、御指摘のとおり、その協議会における鳥獣被害防止計画には位置づけがされておられません。また、先ほど言われました農作物残渣の適正処理ややぶの刈り払い等による緩衝帯の設置、それと生息環境管理の促進、このものについてもございません。ですので、この部分をやはり本巢市鳥獣被害対策協議会のほうに位置づけることによりまして、現在、国で交付をいただいております鳥獣被害防止総合対策交付金事業の交付金をいただくことが可能となってくると思っております。ですので、これらの取り組みを実は今後進めていきたい。また、それと御指摘いただいておりますように、森林・環境税の活用も考えまして、今後このことにつきまして、調査、研究をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

[10番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

道下和茂君。

○10番（道下和茂君）

非常に残念と言えば残念なんです、せつかく国からいただけるものが活用されていないということは、それだけ今の沿道修景におきましても、そうしたものが活用できれば、市の財源を一般財源で持ち出してやる必要もなくなってくるかなと。いろんなことを考えていただきまして、やはり常に国の動向、県の動向を見ながら、そうしたものに組み込んでいただきたいなど、こんなふうに思いますので、鳥獣被害防止計画にも明記していただきまして、取り組んでいただくことをお願いしておきます。

それから、3の②の再質問で、林政部長にちょっとお尋ねをいたします。

荒廃し、やぶと化した集落内に隣接する一定範囲や河岸段丘のり面を景観形成や獣害対策として整備する有効な方法ということで、先ほどお聞きしました。

2番の再質問でございますが、河岸段丘のり面は、堤防のり面とは違い個人の所有となっております。そうしたり面などは、堤防のり面ではありませんから、堤防のり面は、関係部局と協議していただければよろしいかと思っております。一体となったまとまりのある森林を対象とした森林経営計画の樹立が必要となりますということですが、今までに、そうした計画がされなかったのか。先

ほど申し上げましたが、採算を前提に計画をすれば、いつまでも里山付近は整備ができないということになります。森林経営計画の樹立で、1筆の面積が小さくても、周辺山林と一体とした計画を依頼し、計画的に里山周辺の山林整備へとシフトして、整備促進を図っていただきたいと思いますので、これは要望として聞いて、しっかりと取り組んでいただければ結構でございます。以上です。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

続きまして、13番 若原敏郎君の発言を許します。

○13番（若原敏郎君）

よろしくお願いいいたします。

市長におかれましては、3期目の無投票当選でしたが、おめでとうございます。この4年間は、本巢市としても、最も大切な4年間だと認識しております。引き続きよろしくお願いいいたします。

東日本大震災からちょうど5年、そのとき、津波により福島第一原発の全電源が失われ、大事故が始まりました。3月13日日曜日の9時から、NHKスペシャルで「原発メルトダウン」という番組を見ておりました。危機が深刻化した88時間、また新証言を集めた実録のドラマ化をされたものであります。88時間、次から次へと危機的な状況が襲いかかり、事故の最大の危機、2号機が爆破の危機に直面したという4日間の実録のドラマでした。

2号機がベントを失敗し、格納容器の爆破を覚悟したと。避難せずに、そこに残って事故処理に当たった社員、また作業員は、死と直面しながら、実際に格納容器が破壊したら、東北地方はもう人が住めないんじゃないかなというような鬼気迫ったとのことでした。大量に放射能を放出した福島第一原発事故は、将来に語り継がれ、5年たった今も、住民が近寄ることもできない、改めてすさまじい事故だったなど、こんなことを感じております。事故により避難されている方々の一日も早くふるさとに帰れることをお祈りするものであります。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

1番目の分庁舎方式から統合への体制見直しについてであります。このことについては、合併して大きくなった市は、大方、最初は分庁舎方式でスタートで、その後は、長期的に考えると、効率的な新庁舎に統合となっていくのが普通であります。私も、将来的には、本巢市も統合することがよいと、そんな考えは持っております。

合併後12年が過ぎ、庁舎統合に向けて、本巢市庁舎整備検討委員会が設置され、協議されていると聞いております。現在は分庁舎方式で、現体制に弊害があらわれているとのことで、本庁に集約との案が出されていると聞いております。案について、委員会の委員の中でも、地域間のいろんな、またさまざまな事情があり、それぞれの考えがあって議論がされているということも聞いております。

平成16年の合併前の4町村の合併協議会での事務所の位置は旧本巢庁舎として、新しい庁舎建設については、新市において検討するとなっております。庁舎の整備検討委員会での提案は、本巢本庁に別棟を建設して、庁舎統合基本計画の中では、全組織を現在の本庁に集約するというような提

案がされたとお聞きしますが、その内容を企画部長にお尋ねいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、御質問の庁舎統合基本方針では、全組織を現在の本庁に集約することとなっていることにつきまして、お答えをさせていただきます。

庁舎の統合につきましては、合併後、庁舎整備検討委員会でありますとか、庁内の検討組織等におきまして、本市の庁舎のあり方について検討が重ねられてまいりましたが、合併から12年余りが経過をした現在におきましても、分庁舎方式を継続しているというところでございます。現在の分庁舎方式につきましては、身近に庁舎があるという安心感を市民の皆様様に提供するメリットがある一方で、災害時における迅速な対応でありますとか、庁内各課の連携不足や業務効率の低下等、さまざまな問題があるのも事実でございます。

特に、分庁舎体制の課題でございます市民の利便性の向上、防災体制の強化、効率的な組織体制の構築、老朽化施設等への対応、施設運営に係る経費節減につきましては、分散する組織の集約化により解決につながるとの認識のもと、統合庁舎の位置につきまして、経済性、市民にとっての利便性、施設としての安全性、災害時の中枢としての防災拠点性、拡張性の観点から比較検討を行いました結果、今後の厳しい財政状況を勘案するとともに、既存施設を最大限に活用した庁舎の統合が必要であるとの考えのもと、現本庁舎は市の中心的な位置でもあり、交通アクセスや利便性が比較的良好、建築年も新しい施設でありますこと、また同一敷地内に複数の公共施設が立地していることなどから、これらを有効に活用することで経済性が有意になること、さらには緊急消防援助隊等野営可能箇所や救援物資集積場所が近接するなど、防災拠点性が高いことを踏まえまして、現本庁舎へ統合する基本方針案をお示ししたというところでございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

検討委員会の中で説明されたことをお聞きいたしました。その中で、分庁舎方式にはさまざまな弊害がある。今後は既存の建物を最大限に利用しということをおっしゃったんですが、本庁舎の周辺に別棟を建てないと、全ての各部署を集約することができないということもお聞きしておりますので、それには今後、合併特例債を財源にして、急いで本巢市の本庁舎をここへ集約したいというようなことをお聞きしておりますが、そういうことになると、自然と本巢市の本庁舎はこの位置に決められてしまうのではないかと、私はそんな危機感も持っておりますし、先日、鶴飼議員も質問したように、そんなに簡単に決めてもいいのかなと、いろんな疑問を抱いております。

2番目の質問としまして、本庁舎周辺に別棟を建てて建設となると、また合併特例債を財源にす

ると、本巢市の本庁はもうここで決まりということになってしまうのではないかとということで、企画部長に伺います。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、2点目の本庁舎周辺での別棟建設は、合併特例債を財源にすることで、本巢市の本庁は決められてしまうのではないかと御質問でございます。お答えをさせていただきます。

庁舎統合の推進につきましては、今後、厳しい財政状況が予測されることや、庁舎建設につきましては国の補助金等の措置がないこと、さらには糸貫庁舎の老朽化への対応など、そういった観点から、財政的にも極めて有利である合併特例債を活用することが最善の方策であるという考えのもと、基本方針としてお示しをしたところでございます。

この合併特例債を活用するという事に限って申し上げれば、起債の同意基準から施設の耐用年数につき、処分制限が課せられることということでございまして、施設の構造にもよりますが、おおむね50年程度処分ができないということでございます。以上でございます。

[13番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

合併特例債を財源にすると、今の言葉をおかりしますと、処分制限で50年間は使い続けなければならないというようなこととなります。自然と、この本庁舎がここに事実上決まるということになると思います。

そこで、3番目に行きますが、これは市長にお伺いをしておりますので、市長にお尋ねしますが、新庁舎の建設やこの周辺に集約することは、まず合併時の決め事があると思いますが、合併時の決め事を変更することが必要ではないかと私は思います。合併時の協議会では、分庁舎方式を採用し、なお新しい庁舎建設については、新市において検討するとなっておったと記憶しております。また、既存の施設を有効利用することも望ましく、当面、新しい庁舎は建設しないこととするということも、合併協議会の中で話し合われておると認識しております。

分庁舎方式をやめて、本庁舎として統合するということは、やはり住民総意でこれをまず決め直さなければならないと私は思っております。その後において、本巢市の新市での本庁舎については、まず既存の庁舎を最大限利用するために、現在の本庁周辺に集約をするのか、また別のところに新庁舎を建設するのかを、本当はこの検討委員会の中で議論をしてほしかったなあと、こんなことも思っております。新庁舎を別のところに建設するならば、やはり新庁舎の位置とか、時期とか予算、また建物の規模などをその後に決めていくべきかと私は思っております。

いずれにしても、将来の本巢市の本庁となる大きな事業を決めるものでありますから、位置

は市民の大半が認める場所でなければならないと思いますが、このことについて、また市長にお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、庁舎の分庁舎方式からの統合の体制見直しについての私への御質問についてお答えを申し上げたいと思います。

その前に、先ほどは、また3期目に当たりましてのエールを送っていただきまして、ありがとうございます。これからも引き続き、また御指導のほどよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

それでは、3点目の本庁の位置というのは、市民の大半が認める場所で選択しなきゃいけないということでのお話でございます。

そういう中で、先ほど若原議員のほうから、合併当初の4町村でのお話し合いの経緯等もお話がありました。そのときにも出ておりますことは、当面、分庁舎方式でいきましょう、そしてまた庁舎の建設については、新しい市で考えましょうということになっておったのもそのとおりでございます。そういうことを踏まえて、今まで分庁舎方式で来ておりました。その後、昨日もお話し申し上げましたように、議会等々でいろいろと御質問もございまして、合併して12年たつと。やはりいろいろと課題も出てきているということで、そろそろ統合について考えるべきじゃないだろうか、いろいろ御質問がありまして、その都度、基本的な考え方ということをお答えさせてきていただいております。

そういうことを踏まえまして、今回、庁舎統合の検討委員会ということで、やるとするところということですよということで提案をさせていただいたところでもあります。先ほど企画部長がそれぞれ今回提案している内容というのを御説明させていただきましたけれども、危機管理対応、または行政組織の効率化、老朽化の庁舎への対応というようなことを踏まえまして、現庁舎の現状と課題を整理いたしまして、庁舎統合の必要性というのを打ち出して、それぞれについて、皆さん方の検討委員会へ提示をしたところでもあります。

そして、庁舎統合委員会の中では、委員の皆様方は、庁舎へ統合するという、こういう課題が出ているから一緒にすることについてはということで、皆さん方の御理解をいただいております。ということで、合併当初、とりあえず分庁舎でいこうということから、まとめてもいいんじゃないかと、まとめることについては別にいいよというような皆さん方の御意見であったというふうに、私も毎回出ておりました理解をいたしております。

そういうことの中で、やるとすると、先ほど部長からも御答弁申し上げましたように、庁舎を建設するとなるとやっぱり財源の問題が出てくるよというようなことで、財源をやるとすると、一番有利な合併特例債が使えるんじゃないかと。そうすると、時期的にはこんなふうになるよと。そうでなければ、それはないということで、統合の必要性ということを確認したということをお答えして、

財源の問題も確実に確保するために、本庁の近くに、現庁舎を使いながら統合するのがいいんじゃないだろうかということで、今回、皆さん方に提案をさせていただいたということでございます。

こういった中で、一番大きな問題になっておりますのは、昨日もお話申し上げましたように、それぞれの地域の中から庁舎がなくなるというのに大変不安等があるというふうに思っております。それぞれの御意見の中にも、この本庁舎の中でいいという御意見と、そうじゃなくて、先ほど御指摘がありましたように、もうちょっと人口の多いところのほうに持っていったほうがいいんじゃないだろうかという両方の御意見が出てきております。

やはり、そういう地域の中の意識の問題というのが出てくるということは、なかなかそれを無視して走っていくと、強引に財源の問題等だけでやっていくというのに適する事業ではありませんので、昨日もお答え申し上げましたように、統合についての方向はほぼ皆さん方に御理解いただいているから、場所と時期については、もう少しちょっと時間を置こうじゃないかというようなことで、今現在考えていまして、昨日もそういう御答弁をさせていただきました。

庁舎統合の検討委員会のほうも、あすまた第4回目の会合が開かれる予定になっておりまして、またそこで一定の方向のような御意見もお示しいただけるんじゃないだろうかというふうに思っておりますけれども、そういうことを踏まえて、また時間を少し見ながら、庁舎統合についてはもうやっていこうということは揺るぎのない、そして皆さん方も御理解いただいておりますので、方向は変える予定はございませんので、そういう方向をしながら、時期、場所等々、財源の問題等々も踏まえながら、もう少し時間をいただきながら、そして市民の皆さん方の御理解をいただけるような方向で進めていきたいなというふうに思っております。

[13番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

庁舎整備検討委員会の中で、さまざまな意見が出ておるということをお聞きしました。やはり、真正地域、糸貫地域、また本巣地域、また根尾地域、また北から南まで本当に広大なところに住んでいる私たち本巣市民は、意見もさまざまだということをお聞きしておりますし、今、市長から、その意見を無視しないと、また再検討していきたいというような回答をいただきました。やはり新庁舎の位置にしても大変難しい問題で、難航すると思いますが、執行部からいろんな提案をしていただきまして、説明を丁寧にしていただければ、市民の皆さんに御理解を得ることができると私は確信しておりますので、今後において特例債をどうしても使うとなると時間的に余裕がありませんので、庁舎建設の基金条例をつくっていただいて基金を積み立てるとか、そういう方法もあるかと思っておりますので、ぜひ大方の市民が納得できるような新しい庁舎を建てていただければ幸いかなと、こんなことを思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2番目の質問に入らせていただきます。

弾正小学校の体育館の増築についてなんですが、今回、平成28年度の予算に上げられております

弾正小学校は、耐力度調査をして、その結果次第なんですけど、増築設計を実施したいということになっております。事業説明によりますと、この体育館は、法定耐用年数に達していて、耐力度調査をしなければならない。その調査の結果で新築か増築かの判断をするとのことですが、この体育館は、国が定める必要面積が不足し、増築をしなければならない、あわせて増築の検討をするとのことですので、調査結果よりも、まず調査はしなければならないですが、増築ありきの考え方じゃないかなと私は感じております。

人口減少、高齢化が進み、社会保障に使う費用が増大する中で、使えるものは大切にという精神は私も忘れてはいませんし、使えるものはやはり使っていかなければならないと思っております。文部科学省では、公共施設の約4割を占める学校施設では、今後、施設の改修、改築の需要が集中することを見据えて、老朽化した学校施設の再生設備のあり方や推進方策等について検討を進めていて、平成25年3月に、学校施設の老朽化対策について、学校施設における長寿命化の推進がされているところであります。国の方針で長寿命化を図るのかもしれませんが、学校の施設は、何でも国の方針に従うのではなく、その学校の目的に合った施設にしていかなければならないとも私は考えております。耐力度調査で増築となっても、現実、弾正小学校を見ますと、周りの敷地は余裕がないこと、また耐用年数が過ぎた施設をいつまで使うのかといういろいろな疑問が湧いてきます。

そこでお尋ねしますが、1番目の屋内運動場の周りを見ますと、校舎との間を通路で使用し、東南側は、運動場の利用者や選挙の投票所にもなっておりますし、駐車スペースがあるんですが、本当に最低限のスペースで、増築の余裕が本当にあるのかなあというような感じがしますが、そのことについて、教育委員会事務局長にお尋ねをいたします。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

御質問の増築と判断された場合、周りの敷地に余裕があるかにつきましてお答えさせていただきます。

現在の弾正小学校体育館の面積は726平方メートルであります。公立学校建物の校舎基準より193平米、約58坪ほど不足しており、耐力度調査の結果により、安全な建物であると判断された場合には、増築を検討してまいります。増築をする場合には、体育館の南側及び東側の空き地を活用した増築になると考えており、現在の体育館の南面駐車場、東面の通路等が変更になると思われま。いずれにいたしましても、増築する場合には現在の体育館より利用しやすい体育館となるよう、学校関係者、保護者の方々の御意見を十分いただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上であります。

[13番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今、事務局長の話の中で、増築のほとんどのアウトラインはできているというようなお答えでした。仮に増築した場合に、本体の施設は、今耐用年数が過ぎているということですが、増築部とあわせて、その体育館はいつまで使われるんですか。耐用年数は何年までというような設定をされておるんですか。

○議長（大西徳三郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

弾正小学校の体育館増築後の目標耐用年数は、何年に設定しているかについてお答えさせていただきます。

構造が鉄骨の体育館の場合、法定耐用年数は、財務省令の減価償却の資産で34年と定められておりますが、これは税法上の扱いのために定められたものであり、耐用年数が過ぎても、建物が使用できなくなることはありません。今後、適切な時期に長寿命化改修を行うことで、改修後30年以上の耐用年数を延ばすことができると考えております。

[13番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

今後、耐用年数は34年プラス、これからまた30年はその体育館を使うということになります。学校の体育館は、子どもたちが本当に毎日使うものでありますから、どこかの施設のように、ほとんど使われないという施設ではありませんので、できれば本当に新築していただきたいなあと、こんなことを期待しております。

弾正小学校は、市の洪水ハザードマップによりますと、最大で50センチから1メートルの浸水が予想されているということが出ておりました。昭和56年には、予想できずに建てられた体育館は大変床が低いと。それ以上にかさ上げをしないと、洪水が起きたときには、体育館は避難所として使えないと。校舎についても、大変低い位置に建っていますので、1階が使えないとなると2階、3階しか使えないというようなことであります。今の状態では、もし洪水のときには体育館は使えないということになっております。これは、この平家の体育館が避難所になるとは思いませんが、これを30年間、洪水の危機があったときは、そこを避難所にしてくださいということを私はなかなか言えないなあと、こんなことを思っております。

実は、私の家は、弾正小学校からすぐ近くなんですが、弾正小学校は、ほかの方が避難所として使われますので、私たちはたしか犀川を越えて中学校のほうへ行かなければならないと、そのくらい弾正小学校は頻繁に周りの人が使われるという、避難所としてもせっぱ詰まっているなあと

ようなことも感じております。そんなことで、避難所のことについては教育委員会事務局長はちょっと管轄外かもしれませんが、そういうことを踏まえると、どんなふうに思われますか。

○議長（大西徳三郎君）

教育委員会事務局長 岡崎誠君。

○教育委員会事務局長（岡崎 誠君）

避難所の指定につきましては、耐震性、耐火性を備えた公共施設で、浸水想定等も考慮して選定され、市防災計画において、各小・中学校の校舎及び体育館等を指定しております。弾正小学校においては、平成24年度の洪水ハザードマップ、ただいま議員御指摘のとおりであります。防災計画策定時の洪水災害への耐用基準としましては、1階以上が有効とされておる状況であります。なお、体育館が浸水し、避難所としての機能が損なわれるようでありましたら、校舎等が避難所となり、2階、3階というふうになってくると思います。以上です。

〔13番議員挙手〕

○議長（大西徳三郎君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

わかりました。耐力度調査をした結果ということでもありますけれど、ほとんど回答によりますと、決まったようなものであるかなあと考えております。

そこで、市長に、全体的な話としまして、通告はしてありませんでしたけれど、実際のあの地域の現状をちょっとお話して、市長の感想も聞きたいなあと考えております。

弾正小学校は、児童は少ないながらも、本巣市の中では、この真正地域は人口減少とか少子化に歯どめがかけられるような地域だと私は思っております。増築して使用するよりも、長期的に見ますと、余裕を持った施設を新築しておくほうがよいかなあと考えております。現在は、LCワールドとか、もとのリバーサイドモール、また各店舗の休業が目立って、そのために従業員の方がかなり転出されているのも私は聞いております。今後、東海環状自動車道が開通しまして、その暁には大野・神戸インターが大変近くて、にぎわいも取り戻すんじゃないかなあと、こんなことを期待しております。店舗が再開されれば、その従業員の方とか、それに関連する人たちがまた転入してくることも考えられますし、人口増になるようなことを期待しておりますし、事実そうになっていたかなければならないとも思っております。

手前みそなことを言いますけれど、今年度の私の自治会の中の子どもの数、1年生から6年生まで、合計で今52人おるんですね。そのうちにアパートの子どもたちが14人、その中には、東海環状自動車道でアパートがかかり、やむを得ず転居しなければならない家族があるんですね。住めば都なのか、それとも本巣市の環境がよいのか、できれば弾正小学校校下、また真正中学校に地元にとどまりたいと、そんなことを考えてみえまして、事実お聞きしましたら、子どものいる家庭の中で全て6年生の子は、真正中学校へ通える範囲のところにとどまりました。4年生、3年生の子たちは、みんなアパートなり、弾正小学校に通えるところに転居しました。他市に比べ、やはり手厚い子育て

て支援をしてみえる市長さんの温かい心のおかげか、外へ出ていきたいという方は誰も見えません。

そんなことで、本巢市が今後とも、住みたいまちと言われるような、そんないいまちにしていくためには、やはり行政の方針が適切でなければ、住民の方はさよならと言って、どこかへ出ていってしまうような気がしてなりません。市長には、今後、弾正小学校の体育館の増築ということにこだわらずに、市内の学校施設が大変老朽化しておりますし、今後、改築とか、新築とか、いろいろその対応に迫られるかと思いますので、今後どうしていくのか、その感想を聞けたらいいかなあと思っています。ぜひよろしく願いいたします。

○議長（大西徳三郎君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、市内のいろいろな公共施設の今後の建てかえ等々、改築等を含めての考えをお聞きしたいということでございますので、御質問にお答え申し上げたいと思います。

今、本巢市におきましては、合併した4町村が持っておった施設がたくさんございまして、大体ほとんどの施設が大なり小なり皆さんに使っていただいております、本当にあいているところとところは少ないわけでございますけれども、そういう中で、いずれは耐用年数が来て、いろいろと建てかえとか、また改築等の時期が来るということは、もう重々わかっていることございまして、そのために、この27年、それから来年、27年、28年と2カ年かけて、今総務課のほうで、市全体の施設の総合管理計画というのを今立てております。私も、所信表明の中でもお話を申し上げましたけれども、こうした施設の総合管理計画というのを今策定いたしております、これに基づいて、今後計画的に施設を改修、それから改築等をやっていきなあとというふうに思っております。

その一環で、同じようにあわせて、学校の施設もまた同じでございます。特に学校の場合は、昭和40年代の後半から50年代にかけて、大半の市内の小・中学校というのがこのころに多く建築されておまして、さっきのお話もありますように、鉄骨は34年ぐらい、それから鉄筋は47年という、そんな法定の耐用年数というのが出てまいります。これから、どんどんこういう施設が出てくるわけでございます。こういうのが本巢市の状況であります。

これを受けて、学校建築のほうは、先ほど若原議員のほうからも文科省の話が出ておりましたけれども、文科省のほうも、こうした施設を一気に改築というのは大変なことだというようなことで、長寿命化をしていこうということで、ぜひそれぞれの学校を対応するところは、平成32年までにそれぞれの学校ごとの個別の計画をしっかりとつくりなさいよと。それに基づいて、国のほうは補助金を出していきますよという形になってきております。当然、それに応じて、補助金をいただいてやっていくわけではありますけれども、その中において、ただ使えないものを改築するんじゃなくて、先ほど来お話が出ておりますように、耐力度の検査をしていただいて、まだまだもつよというものは長寿命化のほうでまたやっぴょう。それから、耐力度がないよというものは、もうこれで建物を壊して改築ということで、先ほど来お話があるような新しいものにかえていくというようなことになっておまして、これはもう学校だけじゃなくて、我々のほかの公共施設も一緒ござい

まして、使えるものは少し使おうじゃないか、やっぱりだめなものは新しい建物にかえてやっていこうというような方針で今進むことにいたしております。

今後とも、維持管理費等々がこれからふえてまいります。施設の老朽化がどんどん進んでまいります。建物だけじゃなくて、道路もそうです、橋もそうです。今後、いろんな問題が出てまいりますけれども、今現在策定中の総合管理計画という中で、トータル的に改築するもの、それから改修するもの、そしてまたここはもう使わずに壊すもの、そういうことをこれから取捨選択しながら進めていきたいなというふうに思っております。

それと同時に、お話にありましたように、旧本巢郡の中の4町村が合併いたしまして、きのうもお話を申し上げましたように、4つの町村の中で、真正地域だけが今回の人口動態でもふえている。これから人口のふえているという地域でもあります。そういう中で、今回も、弾正小学校の改築に当たりまして、将来を見据えた形で整備していくのが必要ではないかなというふうに思っております。まして、当然、子どもたちの数ということを中心にしながら考えていくわけでありまして、そういう中で、またすぐに建物が狭くなるとか、そんなようなことのないように、一遍もうちょっとよく精査しながら、進めていってほしいなという思いをいたしております。

いずれにいたしましても、先ほど来お話がありましたように、真正地域、この地域に弾正小学校、また真正中学校の校下に、まだまだ引き続き住みたい、アパートが取り壊しになってもこの地域に住みたいというふうに思っただけということ、今お話をお聞きただけでも、大変私は感動いたしております。やはりこうした皆さん方に、家がなくなるにしても、やはりまだこの地域に住みたい、やっぱり住み続けたいと、そう思っただけの方が本当にたくさんおられるということに、改めて私も感謝を申し上げますし、これからもそういった方々の家を台なしにしないように市政に取り組んでいきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

[13番議員挙手]

○議長（大西徳三郎君）

若原敏郎君。

○13番（若原敏郎君）

大変ありがとうございました。市長には、今後とも御期待申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大西徳三郎君）

本日、会議録署名議員となっていました議席番号2番 江崎達己君が退場されましたので、会議規則第81条の規定により、会議録署名議員を追加指名いたします。

議席番号3番 鏑本規之君を指名いたします。

散会の宣告

○議長（大西徳三郎君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

3月25日金曜日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員